

# 企業型確定拠出年金（DC）担当者の意識調査 2021年版（第17回）報告書〈サマリー〉 ～コロナ共生時代におけるDC制度運営と法改正対応～

「企業型確定拠出年金（DC）担当者の意識調査」も2021年で17回目を迎えることができました。  
業務ご多忙の中にも関わらず、当協会の調査にご回答・ご意見いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

コロナ共生時代における確定拠出年金（DC）の制度運営について、各事業主のみなさまに少しでも参考になる情報を  
提供させていただくという視点で「DC担当者の意識調査2021年」の調査結果をサマリー形式でまとめました。

本サマリーが、事業主様の今後のDC制度運営に少しでもお役立ていただければ幸いです。

2022年1月

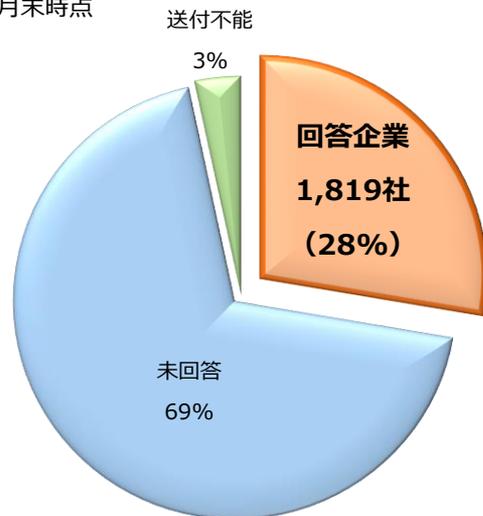
NPO法人DC・iDeCo協会  
特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会



## はじめに

DC実施事業主（代表規約）6,571社

※2021年2月末時点



- ◆この調査はNPO法人確定拠出年金教育協会が毎年実施している調査です。  
※2021年の調査実施時期は2021年6月上旬～7月末
- ◆2021年度はDC実施事業主のうち約28%にあたる1,819社からご回答いただきました（集計結果サマリーは13ページ以降に掲載）。  
※結果集計は1,819社のうち、当協会が有効回答とした1,547社で行っております。
- ◆当協会の調査は、企業型DCに関連する調査の中で回答数が最大、かつ過去17年にわたり連続実施していることから、現況及び変化を確認することが可能な調査です。毎年の調査結果は、厚生労働省等に報告を行い、DC実施事業主の現状や制度改善に向けた要望等を共有しています。

## 2021年DC担当者の意識調査の注目点

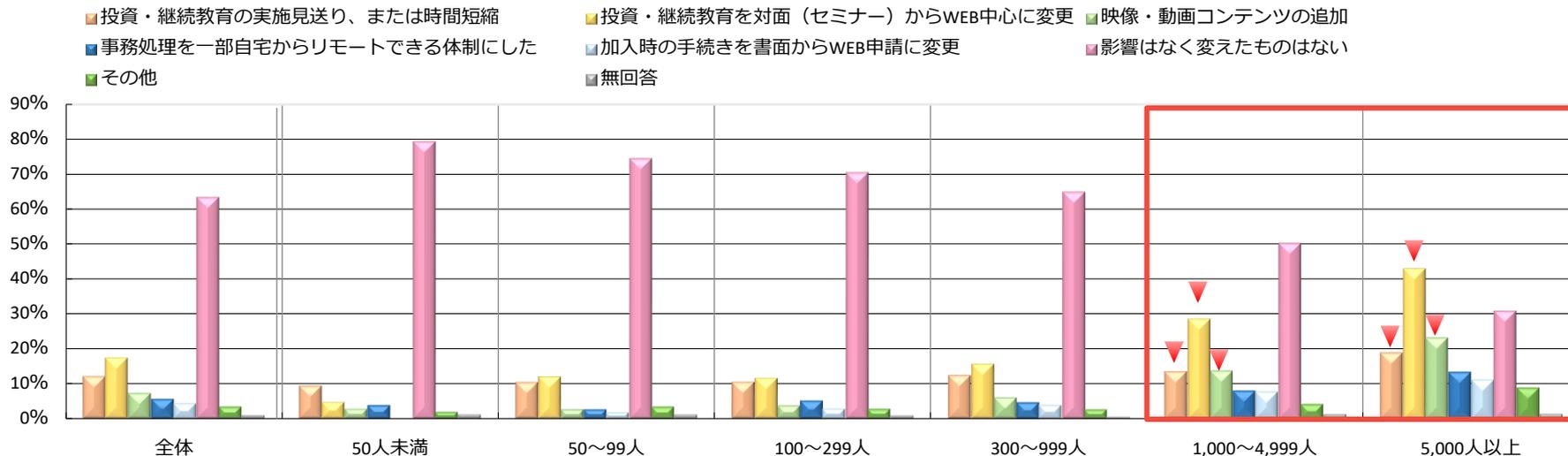
- ◆コロナ共生時代における確定拠出年金（以下「DC」 ※表題・参考・引用部分を除く）について
  - ① コロナ共生時代におけるDCについて
  - ② コロナ共生時代での投資・継続教育の実施手法
- ◆改正DC法（主に2022年に施行される事項）に向けた対応（現状の考え方）について
  - ① 資格喪失年齢の引き上げ状況
  - ② 個人型確定拠出年金（iDeCo）同時加入に対する考え方
  - ③ 5年に1回の運営管理機関評価について

# 2021年DC担当者意識調査の注目点

# ◆コロナ共生時代におけるDCについて

## ① Withコロナの環境下で「DCにおいて変化した」こと → 投資・継続教育を対面からWebへ

- 従業員規模により「DCにおいて変化」したことは異なり、主に1,000人以上の規模の回答事業主が対応を変化させている状況
- 変化した内容は投資・継続教育の内容が中心で、教育を「対面からWebへ」「時間短縮や見送り」「映像・動画の追加」など



	社数	投資・継続教育の実施見送り、または時間短縮	投資・継続教育を対面（セミナー）からWEB中心に変更	映像・動画コンテンツの追加	事務処理を一部自宅からリモートできる体制にした	加入時の手続きを書面からWEB申請に変更	影響はなく変えたものはない	その他	無回答	
全体	1,547	12.0	17.4	7.3	5.6	4.3	63.3	3.4	0.8	
従業員数別	50人未満	106	9.4	4.7	2.8	3.8	-	79.2	1.9	0.9
	50~99人	117	10.3	12.0	2.6	2.6	1.7	74.4	3.4	0.9
	100~299人	432	10.4	11.6	3.7	5.1	2.8	70.4	2.8	0.7
	300~999人	495	12.3	15.6	6.1	4.6	3.8	64.8	2.6	0.4
	1,000~4,999人	291	13.4	28.5	13.7	7.9	7.6	50.2	4.1	1.0
	5,000人以上	91	18.7	42.9	23.1	13.2	11.0	30.8	8.8	1.1

### ② コロナの影響により、DC制度について対応を変えて良かった・効果があったと感じたこと

■ コロナ共生によりDC制度について対応を変えた回答事業主の自由記述を一部抜粋してご紹介します

#### 実務・費用面で良かったこと

- ・ WEB事務システムの活用により紙での処理が減少
- ・ 押印の省略
- ・ 加入者等への書面の配付事務や時間が削減された
- ・ 期限に追われることなく作業ができるようになった
- ・ マッチング抛出の応募数増加に伴う事務処理の減少
- ・ 紙資料の削減
- ・ 事務処理が簡素化された。スターターキットを購入しなくなったことによる費用の削減

#### 投資・継続教育面で良かったこと

- ・ 自社の動画で基礎を理解し、個人専用DCサイトにて詳細を学ぶ、2段構成とすることで、理解が拡大
- ・ WEBセミナーの方が、対面よりも参加率が上がった
- ・ 対面開催の準備や当日対応といった手間から解放
- ・ パンフレットよりもより印象に残りやすいと高評価
- ・ 対面の時は受け身だったが、自発的な受講を促せた
- ・ WEBになったことで頻回開催が可能となり多くの社員が受講できた

#### 効果があったと感じたこと

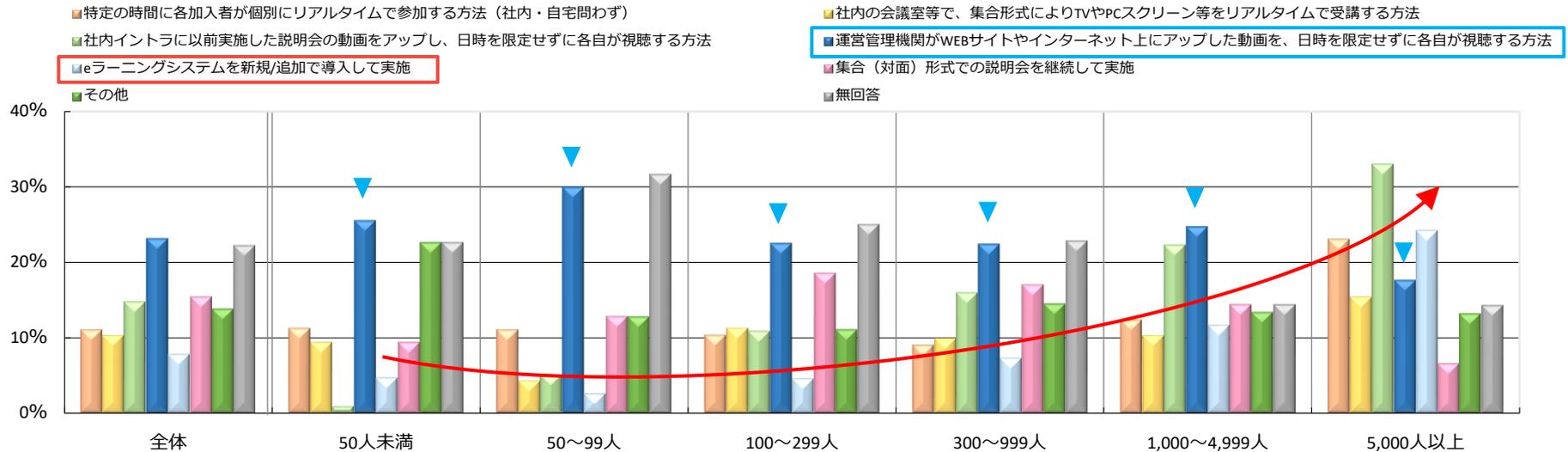
- ・ 教育運営コストの削減、いつでもオンデマンドで視聴できるようになったことによる自在性の向上
- ・ 加入時に「とりあえず元本保証型」ではなく、分散投資を意識して商品を選択するケースが多くなった
- ・ 遠方の営業所ともWEBで繋がることにより時間と交通費の削減ができた
- ・ マッチング申請の増加など、一部の社員が関心を持つようになった
- ・ オンラインは、リアル以上にごまかしが効かないため、伝える側の事業主として事前学習の機会が増えました
- ・ 投資教育（制度事務手続案内）を自前でやることによる、派遣講師コストが削減された
- ・ 説明会1回あたりの参加人数を少なくしたことで、講師との距離感が近くなり理解が深まることで加入者が増えた
- ・ リモート対応を外部に依頼せず人事部で行ったことにより、マッチング抛出等を積極的に奨めることができた
- ・ オンラインセミナーやeラーニングの導入でアクセス数が増え、関心を高めることができた

上記の他、多数のコメントをいただきました。なお、書面構成の観点で一部を補正しているコメントもあります。

## ◆コロナ共生時代での投資・継続教育の実施手法

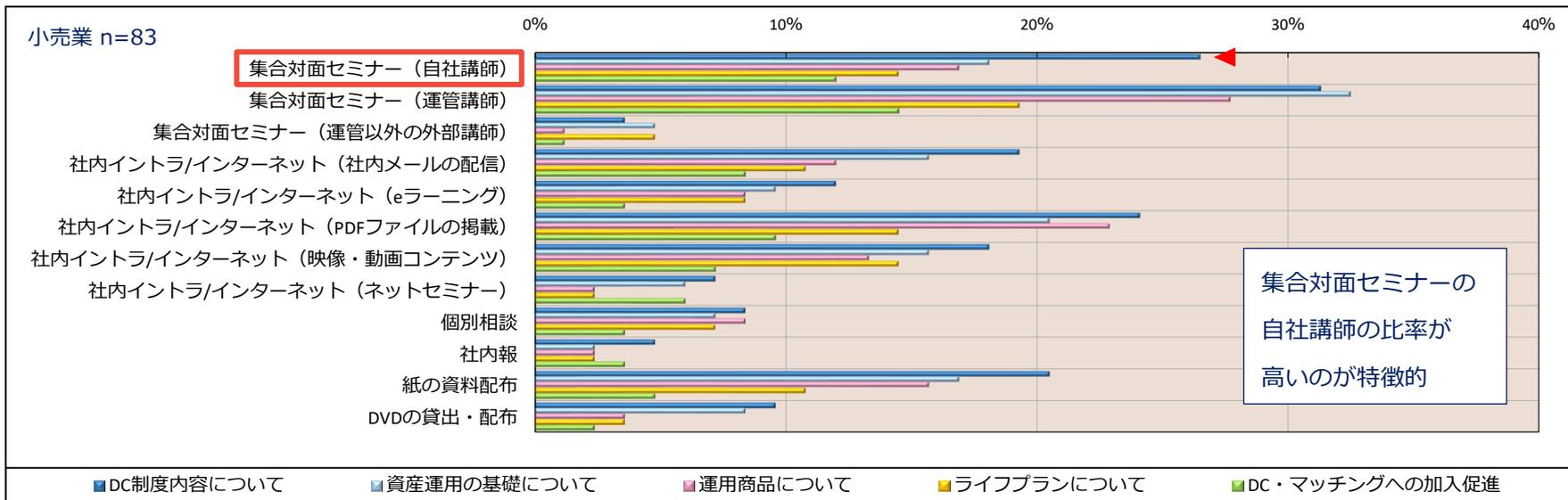
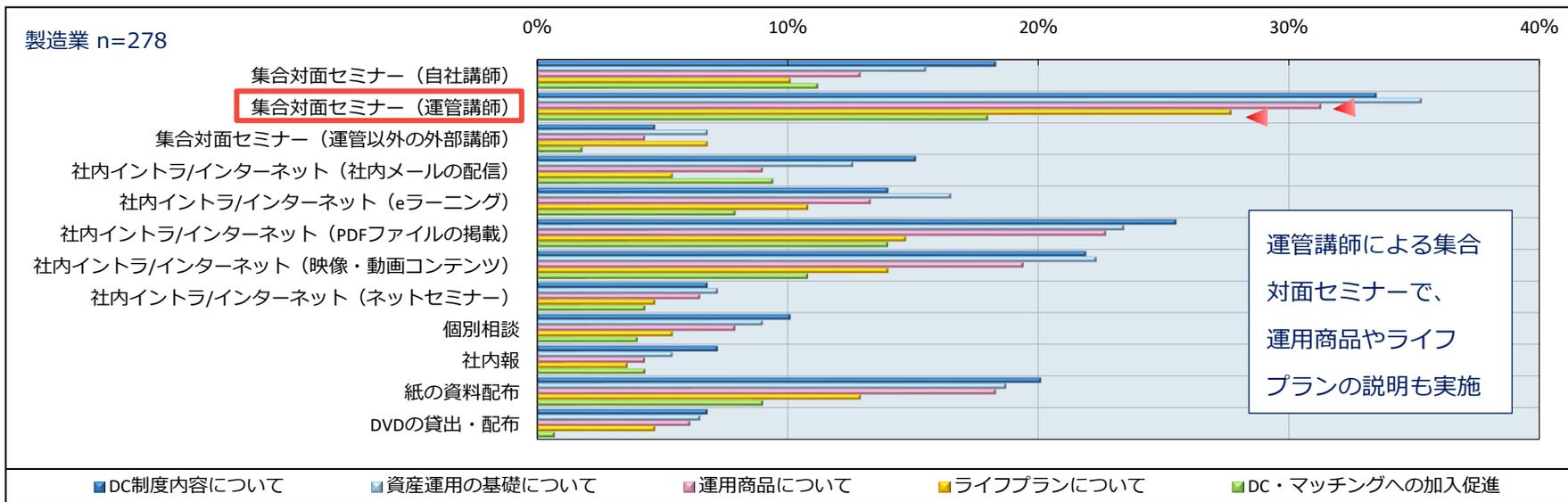
### ③ Withコロナの中で「実施している継続教育」 → 動画の視聴が中心・e-learningの導入も増加

- コロナ環境の中で実施している継続教育は「運営管理機関がWebサイトにUPした動画を、日時を限定せずに視聴」が全体の1/4
- e-learningの新規・追加導入が増加傾向にある一方、集合（対面）形式の説明会の実施も継続



従業員数別	社数	特定的时间里に各加入者が個別にリアルタイムで参加する方法（社内・自宅問わず）	社内の会議室等で、集合形式によりTVやPCスクリーン等をリアルタイムで受講する方法	社内イントラに以前実施した説明会の動画をアップし、日時を限定せずに各自が視聴する方法	運営管理機関がWEBサイトやインターネット上にアップした動画を、日時を限定せずに各自が視聴する方法	eラーニングシステムを新規/追加で導入して実施	集合（対面）形式での説明会を継続して実施	その他	無回答
全体	1,547	11.1	10.3	14.8	23.1	7.8	15.4	13.8	22.2
50人未満	106	11.3	9.4	0.9	25.5	4.7	9.4	22.6	22.6
50~99人	117	11.1	4.3	5.1	29.9	2.6	12.8	12.8	31.6
100~299人	432	10.4	11.3	10.9	22.5	4.6	18.5	11.1	25.0
300~999人	495	9.1	9.9	16.0	22.4	7.3	17.0	14.5	22.8
1,000~4,999人	291	12.4	10.3	22.3	24.7	11.7	14.4	13.4	14.4
5,000人以上	91	23.1	15.4	33.0	17.6	24.2	6.6	13.2	14.3

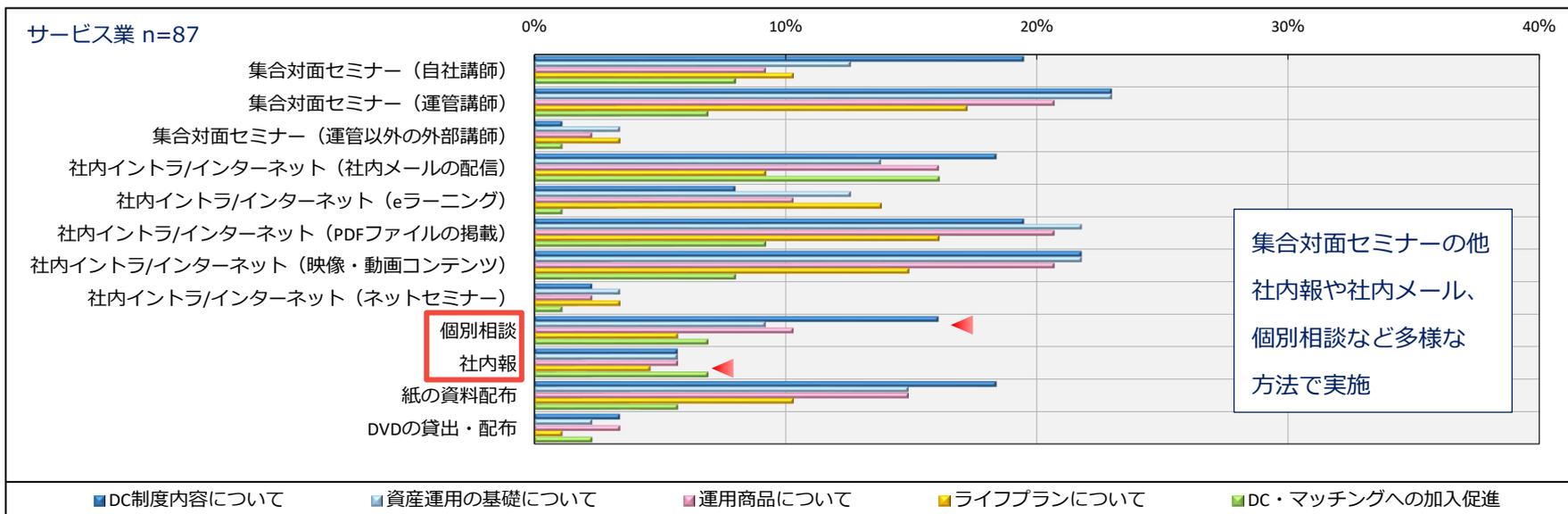
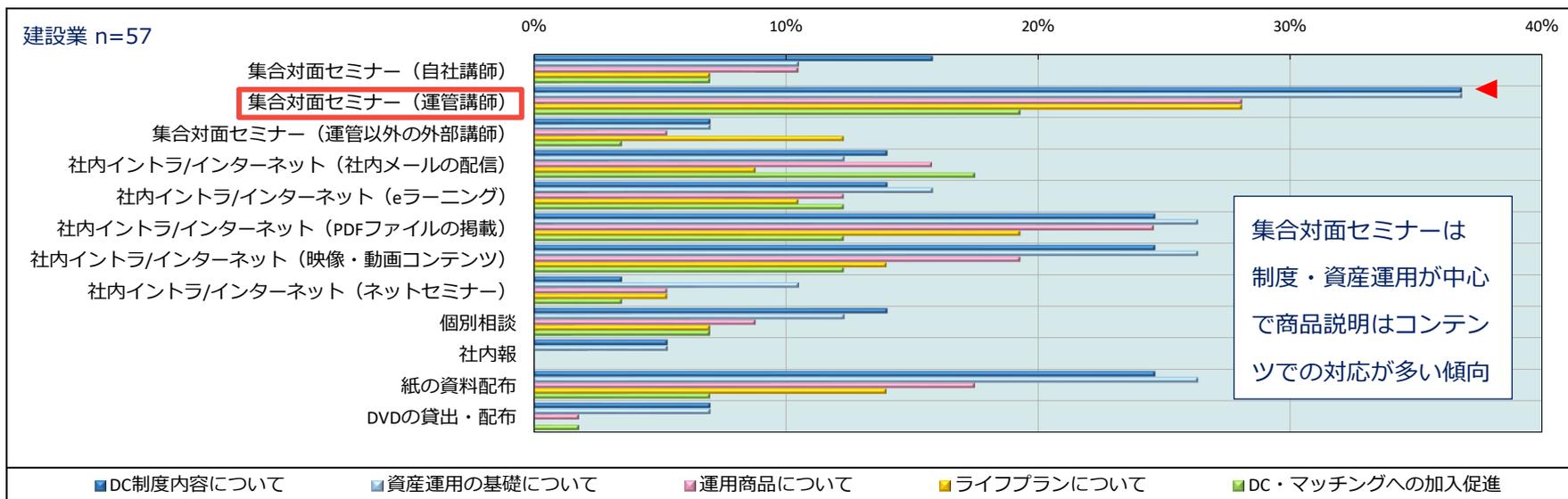
③-1 Withコロナの環境下での業種別「継続教育実施方法と実施内容」→製造業・小売業



※複数回答のため合計値は100%になりません。

# ◆コロナ共生時代での投資・継続教育の実施手法

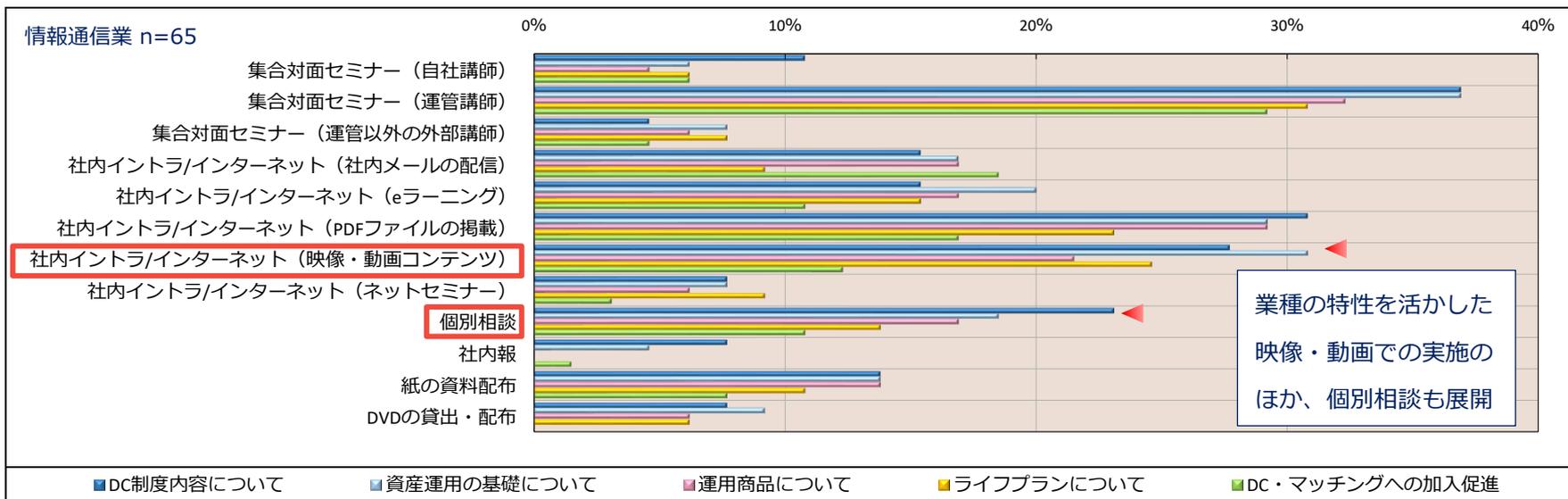
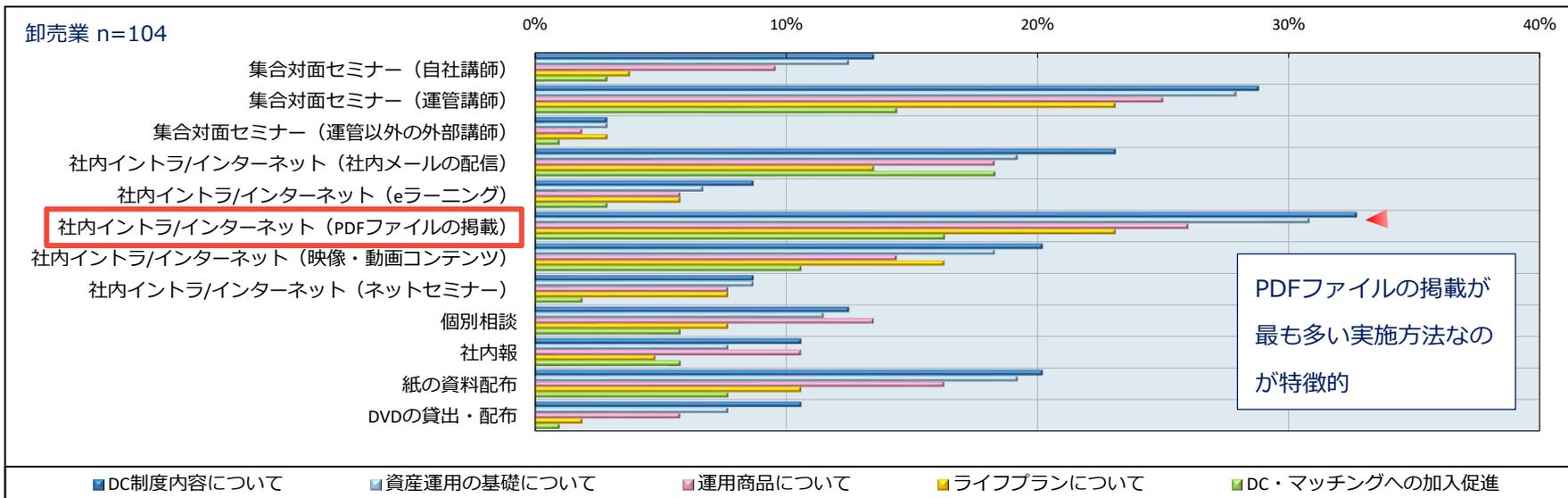
## ③-2 Withコロナの環境下での業種別「継続教育実施方法と実施内容」→建設業・サービス業



※複数回答のため合計値は100%になりません。

# ◆コロナ共生時代での投資・継続教育の実施手法

## ③-3 Withコロナの環境下での業種別「継続教育実施方法と実施内容」→卸売業・情報通信業



※複数回答のため合計値は100%になりません。本紙に掲載していない業種の状況につきましては当協会にお問い合わせください。

### ④ 投資・継続教育について実施している方法（事例紹介）

■ コロナ共生時代において回答事業主が取り組みした投資教育・継続教育の事例を一部抜粋してご紹介します

#### 運営管理機関 との連携

- ・ 運用管理機関提供のeラーニングを継続実施
- ・ 運営管理機関作成の教育動画を当社利用システム上にアップし、日時を限定せずに各自が視聴
- ・ 運営管理機関から講師を招き、撮影した動画を社員専用サイトにアップし各自が視聴した
- ・ 運営管理機関の情報誌のメールによる加入者への転送
- ・ 運営管理機関作成の毎月発行されるリーフレットをイントラネットに掲載

#### 開催方法・実施 手法を再構築

- ・ 社内報に掲載して実施
- ・ 過去の投資教育のDVDの貸し出し
- ・ ZOOMによる説明会
- ・ 食堂など、社員が集まる場所に資料を置き、いつでも閲覧できるように工夫
- ・ 特定の時間に担当部門の代表数名がリアルタイムで受講し、その後、内容を部内の職員に伝達
- ・ 以前実施した説明会の動画を圧縮して各自スマートフォンなどで好きな時に視聴
- ・ DC制度と運用のキホンというDVDを活用し、スクリーン投影やPCでの視聴にて実施
- ・ DC関連の資料を回覧形式で加入者全員の目に触れさせ、質問等は個別に対応
- ・ 少人数での講習実施

#### 外部のリソース を有効活用

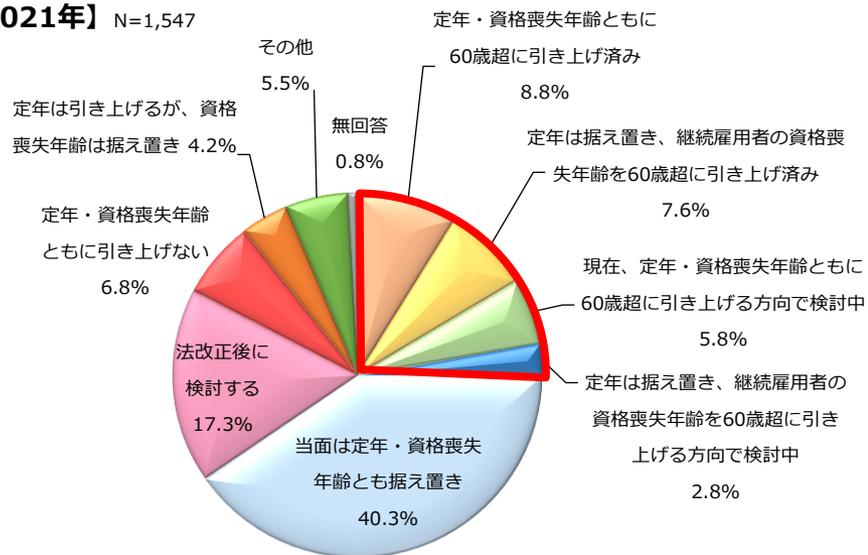
- ・ 企業年金連合会のeラーニングを契約し、各自が視聴する方法
- ・ 社内作成動画とFPの講義動画を編集し、YouTubeへ限定公開で各自好きな時に視聴
- ・ 運用会社から送られてくる制度および投資関連のニュースをメール配信
- ・ 運営管理機関以外が提供する確定拠出年金専用のスマホアプリを導入
- ・ FP個別相談の実施（加入者：説明会とセットで案内。60歳以降の受取りや法改正後の相談も受付）

# ◆改正DC法（主に2022年に施行される事項）に向けた対応＝現時点の意向について

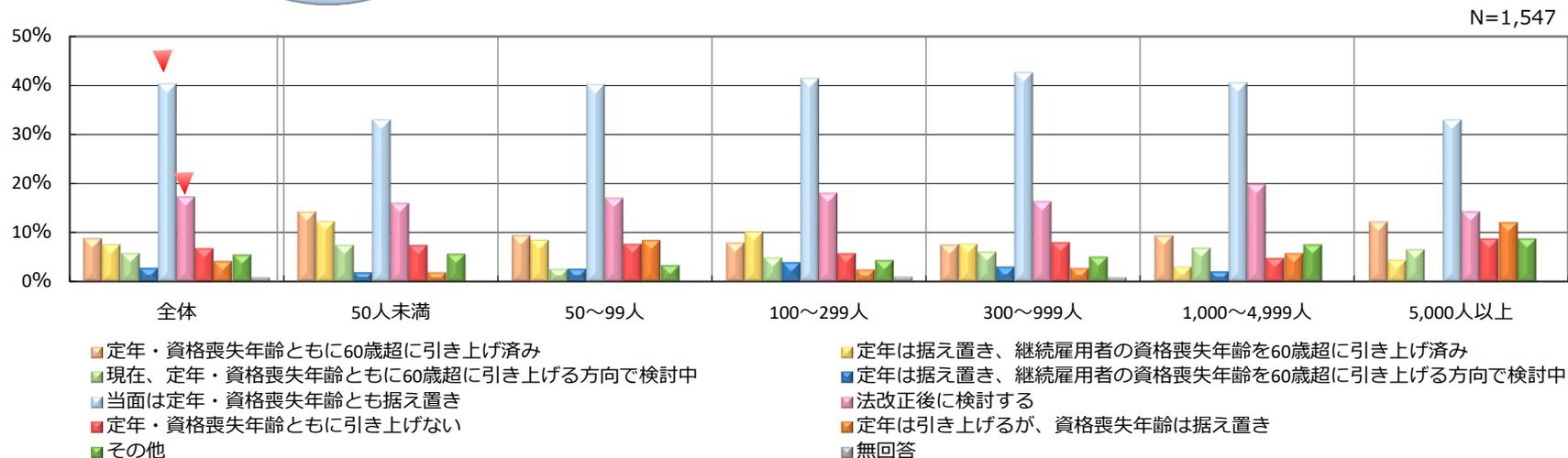
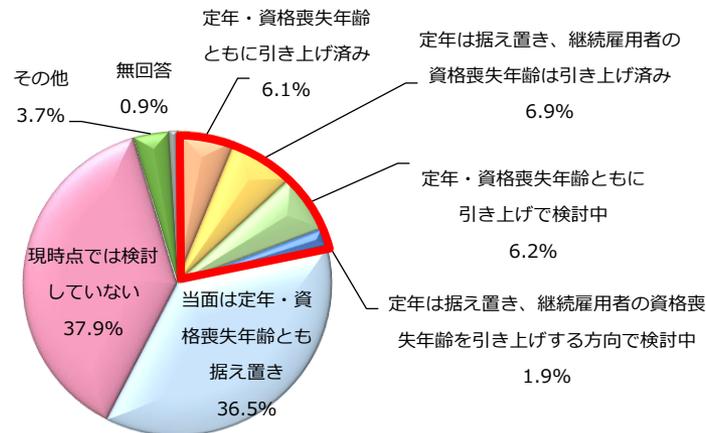
## ① DC法改正（予定）に伴う定年延長・資格喪失年齢の引き上げ状況 →対応先は増加傾向

■ 回答事業主の40.3%が「当面は定年・資格喪失年齢ともに据え置き」と回答した一方で、定年・資格喪失年齢の引き上げを実施済（検討中を含む）と回答した事業主の割合は25.0%となり、2020年対比+3.9%で増加傾向にある

【2021年】 N=1,547



【2020年】 N=1,618

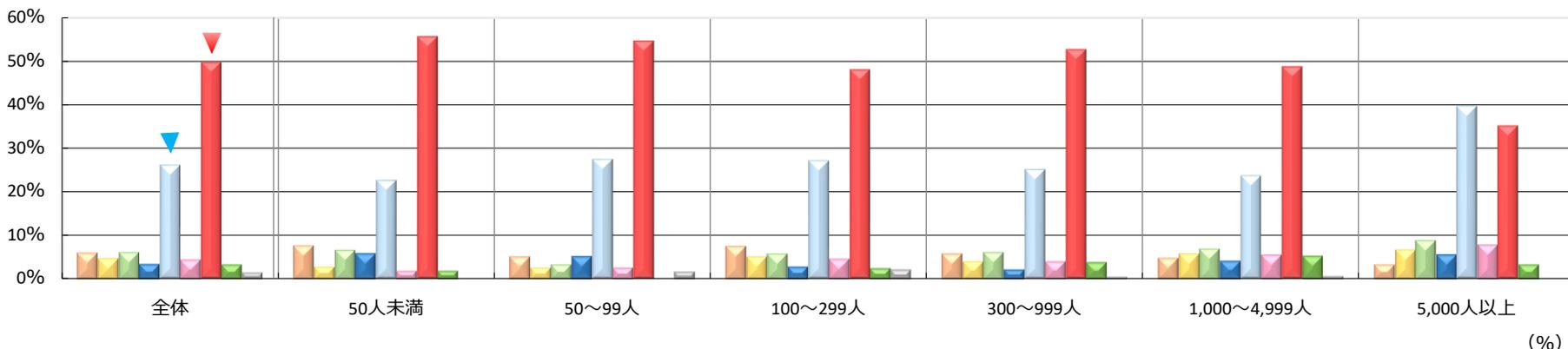


# ◆改正DC法（主に2022年に施行される事項）に向けた対応＝現時点の意向について

## ② 個人型DC（iDeCo）の同時加入に関する現状 → マッチング拠出や選択制DCの充実が優先

- 調査実施時期が6月～7月であったこともあり、約半数（49.8%）の事業主が「特に何もしていない（わからない）」との回答
- また、iDeCo同時加入というよりも、既に実施している「マッチング拠出や選択制DCを活性化させたい」という回答割合も高い

- 既にiDeCoに加入できる規約に変更済
- マッチング拠出の導入を進めている・進めていきたい
- 企業型DCにおいて既に本人拠出ができるマッチング/選択制DCを導入しており、こちらを活性化させていきたい
- 特に何もしていない
- 無回答
- 法改正に向けてマッチング拠出の導入またはiDeCo併用を可とする規約変更を見送りしている
- 選択制DCの導入を進めている・進めていきたい
- 法改正にあわせて企業型運用商品の見直しを検討している
- その他



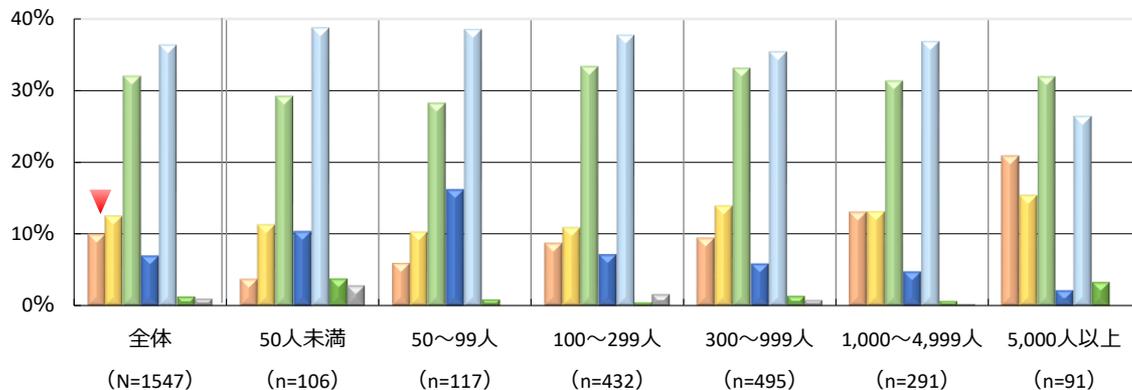
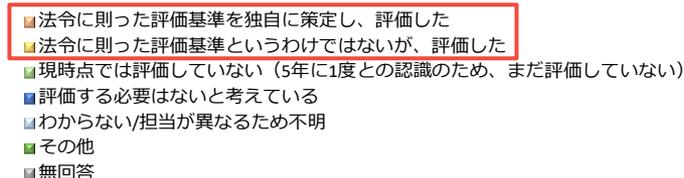
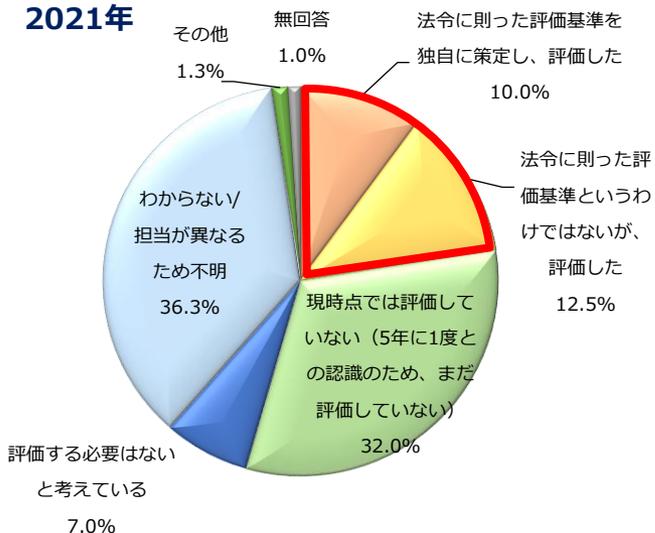
	社数	既にiDeCoに加入できる規約に変更済	法改正に向けてマッチング拠出の導入またはiDeCo併用を可とする規約変更を見送りしている	マッチング拠出の導入を進めている・進めていきたい	選択制DCの導入を進めている・進めていきたい	企業型DCにおいて既に本人拠出ができるマッチング/選択制DCを導入しており、こちらを活性化させていきたい	法改正にあわせて企業型運用商品の見直しを検討している	特に何もしていない	その他	無回答
全体	1,547	5.9	4.7	6.1	3.4	26.1	4.4	49.8	3.3	1.5
従業員数別	50人未満	106	7.5	2.8	6.6	5.7	22.6	1.9	55.7	-
	50～99人	117	5.1	2.6	3.4	5.1	27.4	2.6	-	1.7
	100～299人	432	7.4	5.1	5.8	2.8	27.1	4.6	2.5	2.1
	300～999人	495	5.7	4.0	6.1	2.2	25.1	4.0	3.8	0.6
	1,000～4,999人	291	4.8	5.8	6.9	4.1	23.7	5.5	5.2	0.7
	5,000人以上	91	3.3	6.6	8.8	5.5	39.6	7.7	35.2	-

# ◆改正DC法（主に2022年に施行される事項）に向けた対応＝現時点の意向について

## ③ 5年に1度の運営管理機関評価について →評価を実施した回答事業主は22.5%

- 2018年5月施行の改正DC法で定められた「5年に1度の運営管理機関の評価」について、現時点で評価を実施した事業主は22.5%
- 施行日を起点として5年以内（2018年以降の実施は施行日から5年以内）であり、初回期限の2023年まで状況を注視したい

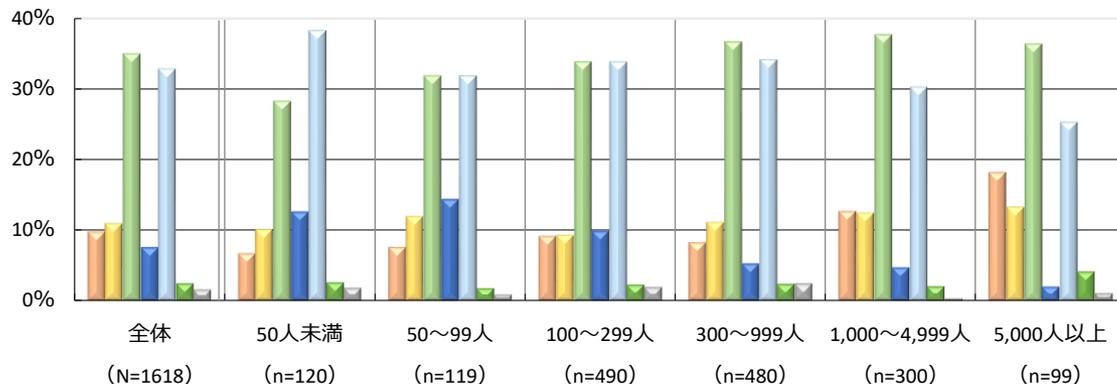
### 2021年



### 事業主による確定拠出年金運営管理機関の定期的な評価の考え方（厚労省：法令解釈通知より抜粋）

- ◆ 事業主は、確定拠出年金制度を導入した後も、法第7条第4項に基づき、少なくとも5年ごとに、確定拠出年金運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 2020年



# 2021年DC担当者意識調査の集計結果 サマリー

ここからは、2021年DC担当者意識調査の集計結果を報告させていただきます

### <調査概要>

**調査対象**：確定拠出年金企業型年金承認規約代表企業6,571社（2021年2月末現在）のうち、  
アンケート発送が可能な企業6,352社の企業型確定拠出年金制度担当者

**調査方法**：郵送留置調査・インターネット調査

**調査期間**：2021年6月上旬～7月末

**調査票回収数**：1,819票（うち有効調査票回収数：1,547票）

**調査主体**：特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会

**集計分析**：特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会

※『（複数回答）』または『（数量回答）』とグラフ等に記載しているものを除き、回答は全て択一回答

※報告書内の「社」は、回答プラン（規約）を「社」と代替記載

※報告書データ母数表記について

N：有効調査票回収数

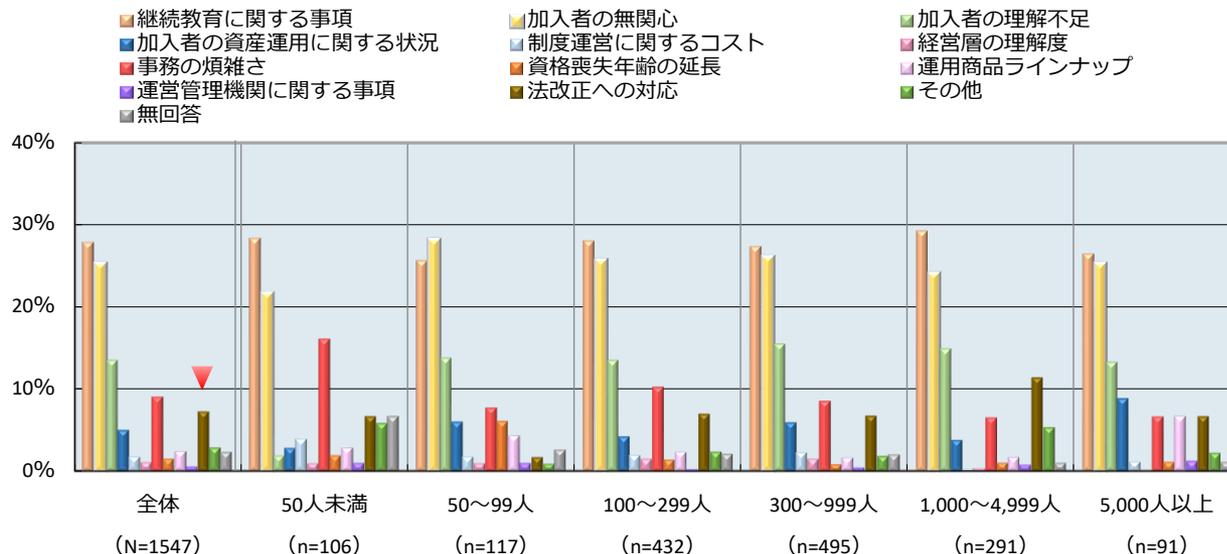
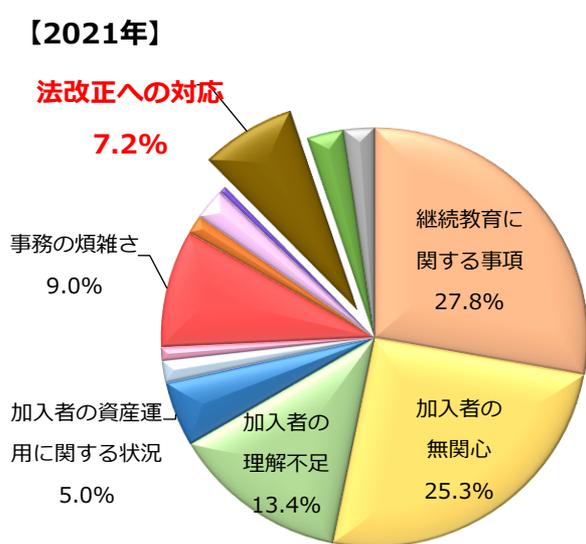
n：設問分岐等により、集計対象母数がNより減少している設問

# 1. DC担当者の悩み～現時点におけるDC制度に関する1番の悩み

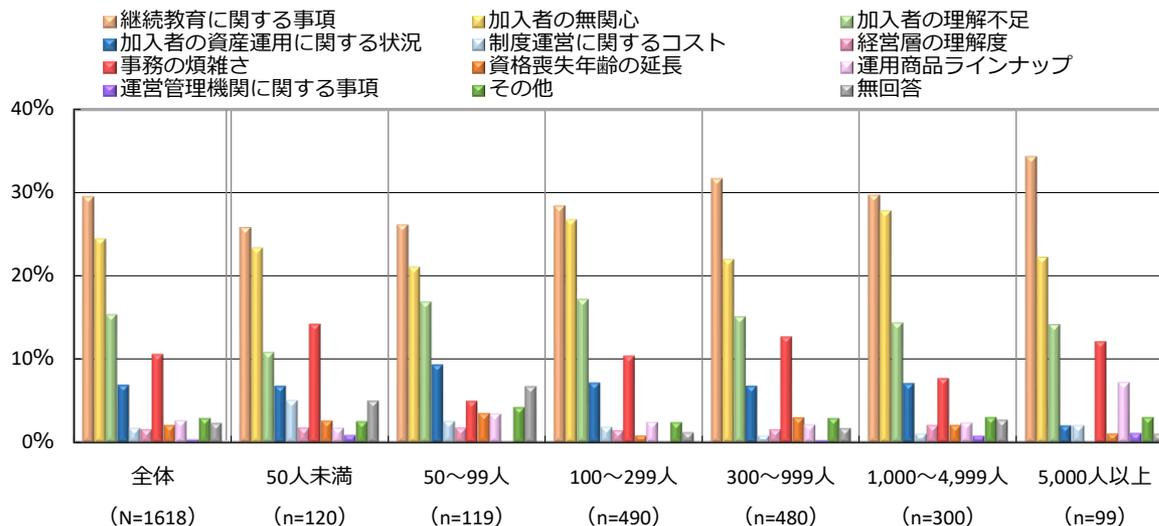
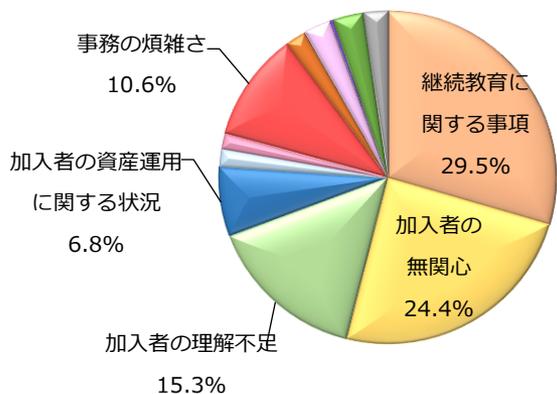
## 1番の悩みは「継続教育」と「加入者の無関心」に加えて2021年度は「法改正への対応」も悩みの上位

■ 継続教育・加入者の無関心・理解不足・DC事務の煩雑さに加え、2021年は「法改正対応」も7.2%と4番目に多い悩みに

【2021年】



【2020年】

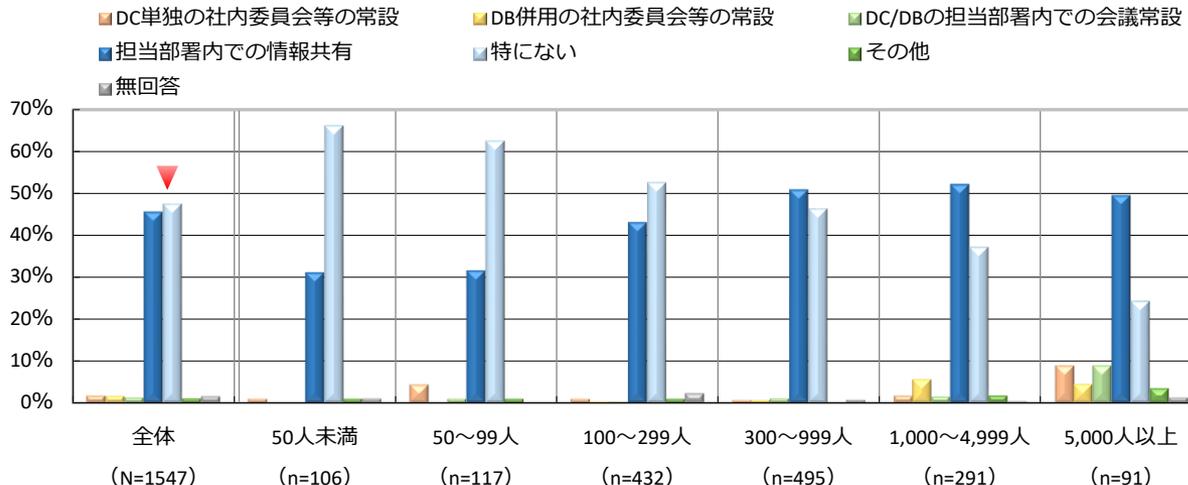
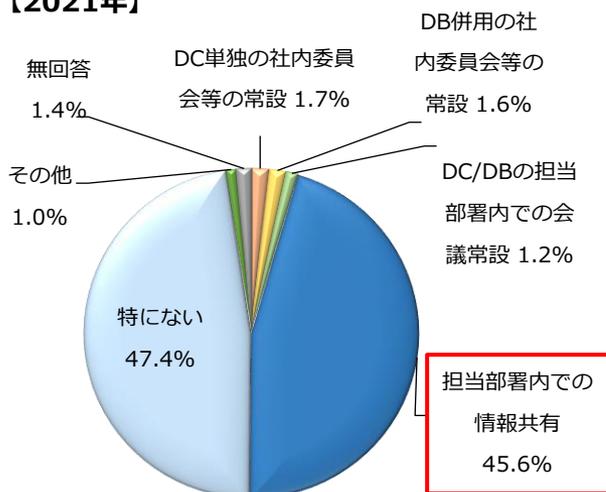


## 2-1. DCのガバナンス（モニタリング）体制

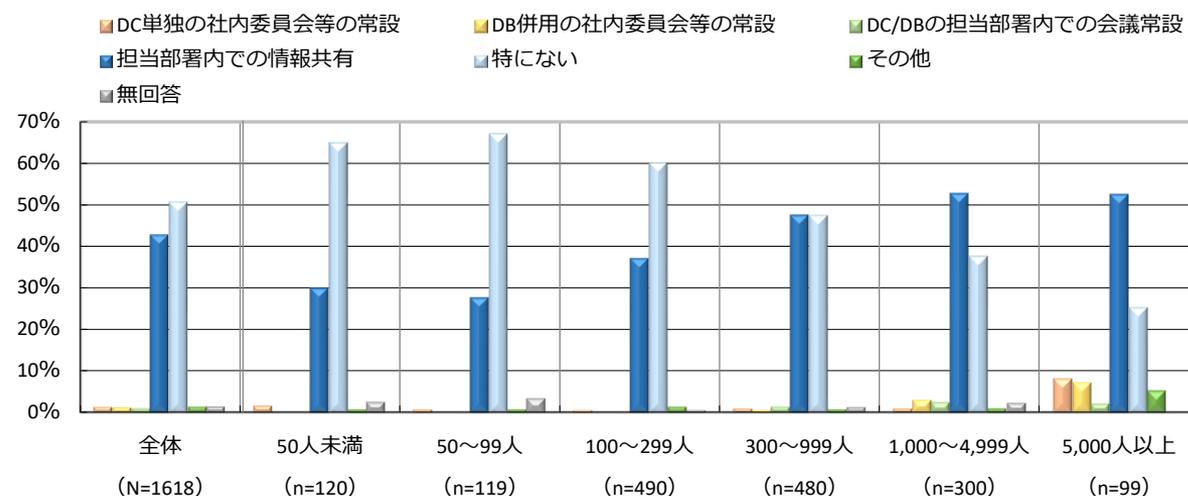
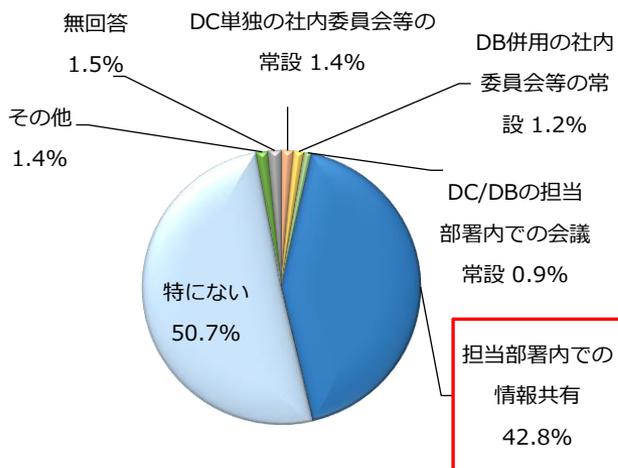
### DCのガバナンス体制は、前年（2020年）と同様に回答事業主の約半数が「特にない」と回答

■厚生労働省で提示している「企業型DCのガバナンス」（次ページ参照）は、引き続き道半ばの状況ではあるが、少しずつ浸透

#### 【2021年】



#### 【2020年】



### 企業型確定拠出年金のガバナンスとは

第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年12月23日）資料1より

#### 企業型DCのガバナンス

- 企業年金のガバナンスの確保は、確定給付企業年金（DB）のみならず、企業型確定拠出年金（企業型DC）にも求められる。  
(※) OECDのガイドラインは、確定給付企業年金のみならず確定拠出年金にも適用される。またガイドラインでは、「DB・DC共通の責任」に加え、「DC特有の責任」が規定されている。
- 企業型DCは従業員の老後の所得確保を図る退職給付制度であり、事業主には、加入者等が適切に資産運用を行うことができるよう、加入者等を支援する重要な役割・責任がある。  
(※) 企業型確定拠出年金の導入を決定した上、運営管理機関を選任し、運用商品の選定・提示に関与するのは事業主であり、加入者等は提示された運用商品の中からしか商品を選択できない。また、加入者等の多くが退職給付制度への理解、投資経験、資産運用の能力が十分でないということへの配慮も、実施主体である事業主には必要である。

責任	OECDガイドラインの内容（概要）
DB・DC 共通の責任	<ul style="list-style-type: none"><li>年金基金の主たる目標と使命の設定、主なリスクの特定、主要な基本方針の設定（例えば、政策的資産構成割合を含む運用基本方針、積立方針、リスク管理方針など）</li><li>年金基金の運営状況の監視</li><li>内部の経営スタッフ及び外部サービスプロバイダの選定・報酬決定・監視及び必要に応じての解任</li><li>組織の諸活動の法令や規制等に対するコンプライアンスの確定</li></ul>
DC 特有の責任	<p>以下の事項について確実な実行を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>適切な運用商品の加入者に対する提供（デフォルト商品を含む）</li><li>提供商品の実績モニタリング</li><li>加入者が負担しているコストが適正であること、また、コスト内訳の加入者に対する開示</li><li>加入者に対するガイダンスの提供、及び関連する場合には将来給付予想額の提示</li></ul>

(出所) OECD「OECD GUIDELINES FOR PENSION FUND GOVERNANCE」（2009）を厚生労働省において要約

## 2-2. DCのガバナンス（モニタリング）体制；参考

### 企業型確定拠出年金のガバナンスとは

第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年12月23日）資料1より

#### 企業型DCにおいて事業主が果たすべき役割・責任

役割・責任	内容
①実施主体 (法第2条第2項)	企業型確定拠出年金は、「厚生年金適用事業所の事業主が」、「実施する年金制度をいう」とされており、実施主体は事業主である。実施に当たっては、労使合意を要する（法第3条第1項）。
②規約周知義務 (法第4条第3項)	事業主は、承認を受けた規約の内容を、使用する厚生年金被保険者に周知させなければならない。
③運営管理機関への業務の委託とその評価 (法第7条)	事業主は運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託できるが、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
④投資教育義務 (法第22条)	事業主は、加入者等に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。
⑤運用の方法の選定及び提示 (法第23条)	運用商品の選定及び提示は、多くの場合、運営管理機関によって行われるが、「加入者等が真に必要なものに限って運用の方法が選定されるよう、確定拠出年金運営管理機関と労使が十分に協議・検討を行って運用の方法を選定し、また定期的に見直していくこと」（法令解釈通知）と、事業主の関わりを示している（指定運用方法についても同様）。
⑥忠実義務 (法第43条第1項)	事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。
⑦個人情報保護義務 (法第43条第2項)	事業主は、加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。
⑧禁止行為 (法第43条第3項)	事業主は、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託契約又は資産管理契約を締結してはならない。
⑨禁止行為 (法第43条第4項)	自らの運営管理業務を行う事業主については、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定してはならない。

(注1) ②と④～⑧については、個人型DCについても適用・準用されており、国民年金基金連合会が果たすべき役割・責任として位置づけられている。

(注2) 「法」…確定拠出年金法（平成13年法律第88号） 「法令解釈通知」…確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）

## 2-2. DCのガバナンス（モニタリング）体制；参考

### 企業型確定拠出年金のガバナンスとは

第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年12月23日）資料1より

#### 忠実義務の具体的内容

○ 忠実義務については、法令解釈通知において、少なくとも留意すべき事項として7項目を掲げている。

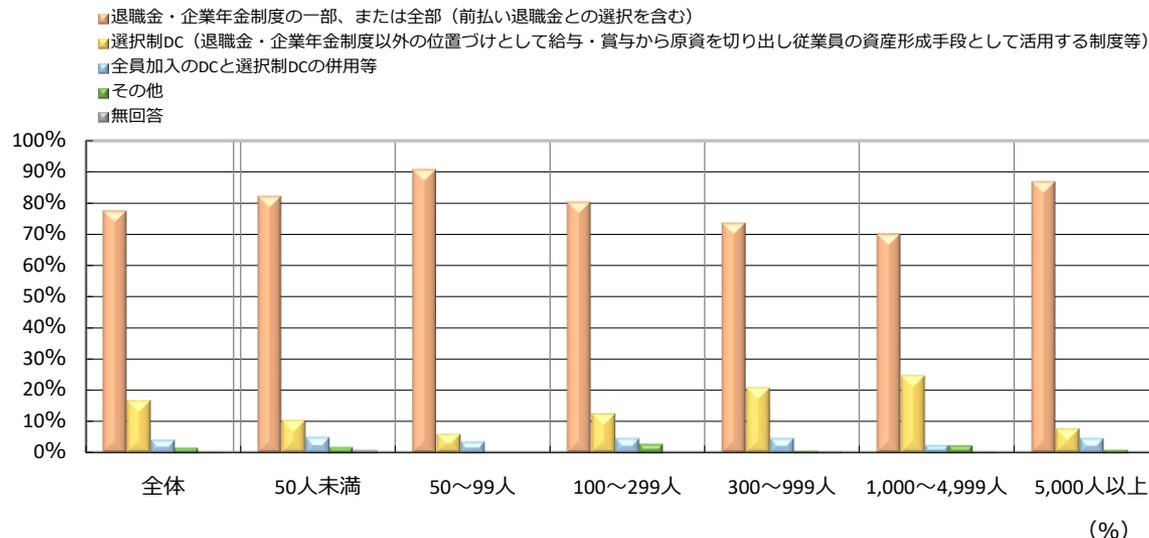
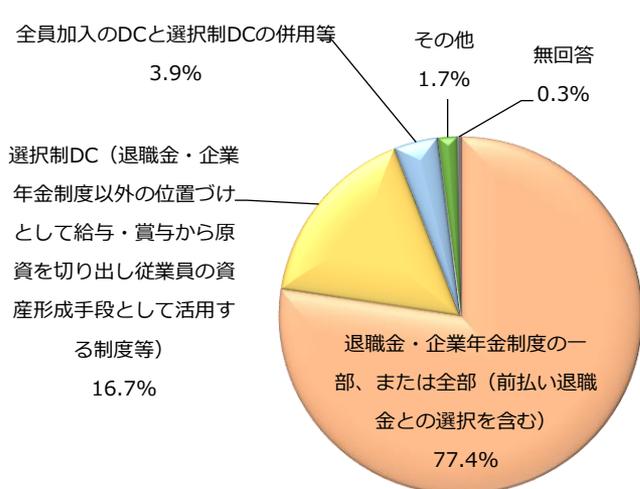
項目	内容
① 運営管理機関・資産管理機関の選定に係る忠実義務	もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して、複数の運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。
② 運用関連業務の委託に係る忠実義務	運営管理機関に委託している運営管理業務のうち特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益のみを考慮して、適切に行われているかを確認するよう努める必要があること。
③ 投資教育の委託に係る忠実義務	資産の運用に関する情報提供に係る業務（いわゆる投資教育）を企業年金連合会、運営管理機関又はその他の者に委託する場合においては、委託先の機関等が法令解釈通知に規定する内容及び方法に沿って、加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるか否かを十分考慮した上で行うこと。
④ 自社株式等を運用商品とする場合の取扱い	加入者等に対し、自社株式又は関連企業の発行する株式を運用の方法として提示することは、もっぱら加入者等の利益のみを考慮してその業務を遂行しなければならないという忠実義務の趣旨に照らし妥当であると認められる場合に限られるものであること。
⑤ 法令等の遵守義務	法、施行令及び施行規則に規定された事業主の行為準則等を遵守すること。
⑥ 照会・苦情処理体制の整備	加入者等から企業型年金の実施状況に関し照会又は苦情があったときは、当該照会又は苦情に事業主自らが誠実かつ迅速に対応するか又は運営管理機関に誠実かつ迅速に対応させること。
⑦ 選任した運営管理機関・資産管理機関の監督責任	事業主が選任した運営管理機関及び資産管理機関から、その業務の実施状況等について少なくとも年1回以上定期的に報告を受けるとともに、加入者等の立場から見て必要があると認められる場合には、その業務内容の是正又は改善を申し入れること。また、当該運営管理機関及び資産管理機関が事業主の申入れに従わず、又はその業務の実施状況等により運営管理業務又は資産管理業務を継続することが困難であると認めるときは、当該運営管理業務を自ら実施するか又は他の運営管理機関若しくは資産管理機関を選任すること。

(注) 「施行令」…確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号） 「施行規則」…確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）

### 3. DC制度属性 ①社内でのDCの位置づけ

## 退職金・企業年金制度の一部（全部）としてのDCが77.4%、選択制DCの採用は20.6%

■社内でのDCの位置づけは選択制DCの採用が2015年以来増加しているが、退職金・企業年金との併用で採用している割合が高い



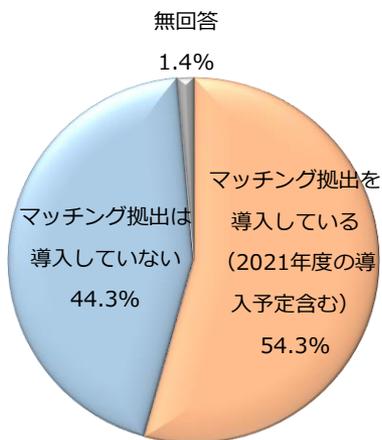
	社数	退職金・企業年金制度の一部、または全部（前払い退職金との選択を含む）	選択制DC（退職金・企業年金制度以外の位置づけとして給与・賞与から原資を切り出し従業員の資産形成手段として活用する制度等）		その他	無回答
			選択制DC	全員加入のDCと選択制DCの併用等		
全体	1,547	77.4	16.7	3.9	1.7	0.3
従業員数別						
50人未満	106	82.1	10.4	4.7	1.9	0.9
50~99人	117	90.6	6.0	3.4	-	-
100~299人	432	80.3	12.5	4.4	2.8	-
300~999人	495	73.5	20.8	4.4	0.8	0.4
1,000~4,999人	291	70.1	24.7	2.4	2.4	0.3
5,000人以上	91	86.8	7.7	4.4	1.1	-
導入時期別						
2001~2002年	48	95.8	-	4.2	-	-
2003~2005年	250	96.0	2.0	0.4	1.2	0.4
2006~2008年	223	92.8	2.7	2.2	1.3	0.9
2009~2011年	246	93.1	3.7	2.4	0.8	-
2012~2014年	132	76.5	18.9	3.0	1.5	-
2015~2017年	276	61.2	27.2	8.7	2.9	-
2018~2020年	251	45.4	45.4	6.4	2.8	-
2021年	20	55.0	40.0	5.0	-	-

### 3. DC制度属性 ②マッチング拠出の導入状況とマッチング拠出の加入率に対する考え

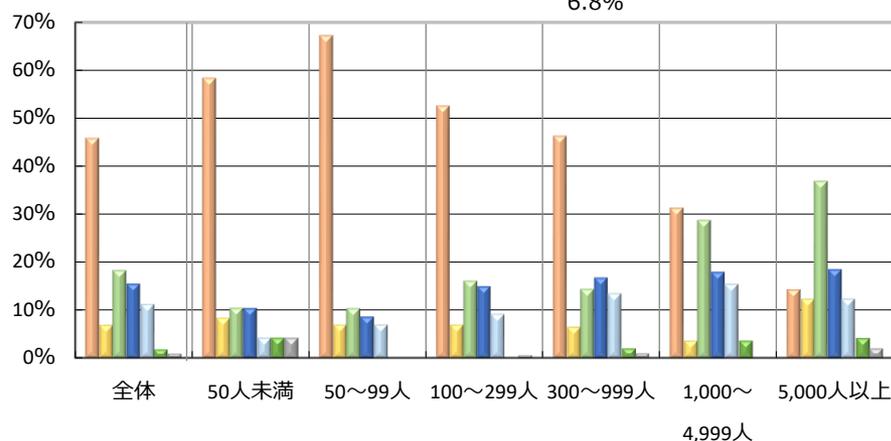
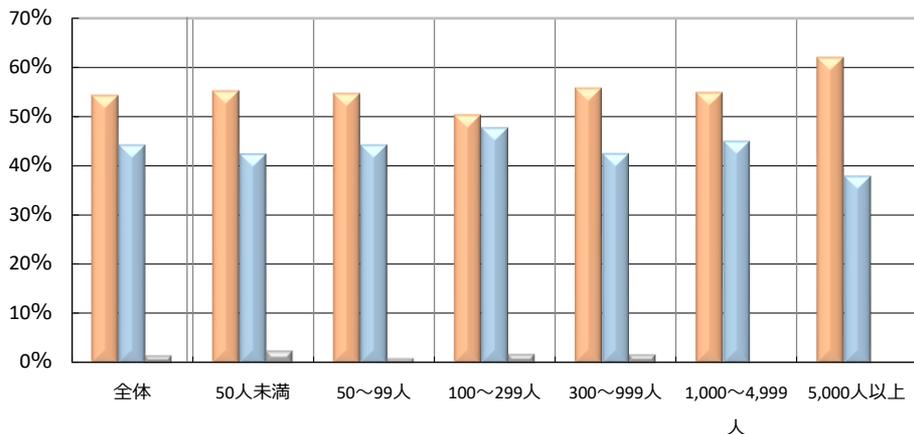
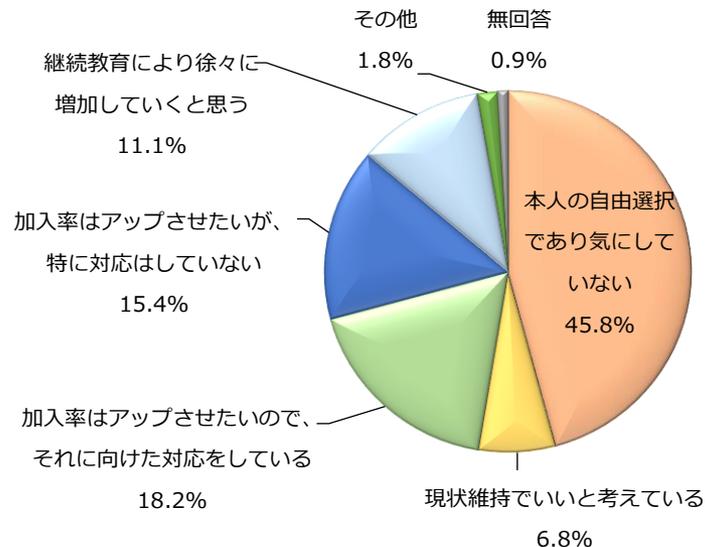
マッチング拠出を導入している（2021年導入予定を含む）と回答した事業主は**54.3%**

■ マッチング拠出の加入率に対する考え方は「本人の自由選択」の意見が**45.8%**、一方「加入率をアップさせたい」等の意見も**44.7%**

マッチング拠出の導入状況 (n=1,197)



マッチング拠出の加入率に対する考え (n=650)



※DCの社内での位置づけを「退職金・企業年金制度の一部、または全部」と回答した人のみ

※DCの社内での位置づけを「退職金・企業年金制度の一部、または全部」と回答、かつ「マッチング拠出を導入している」と回答した人のみ

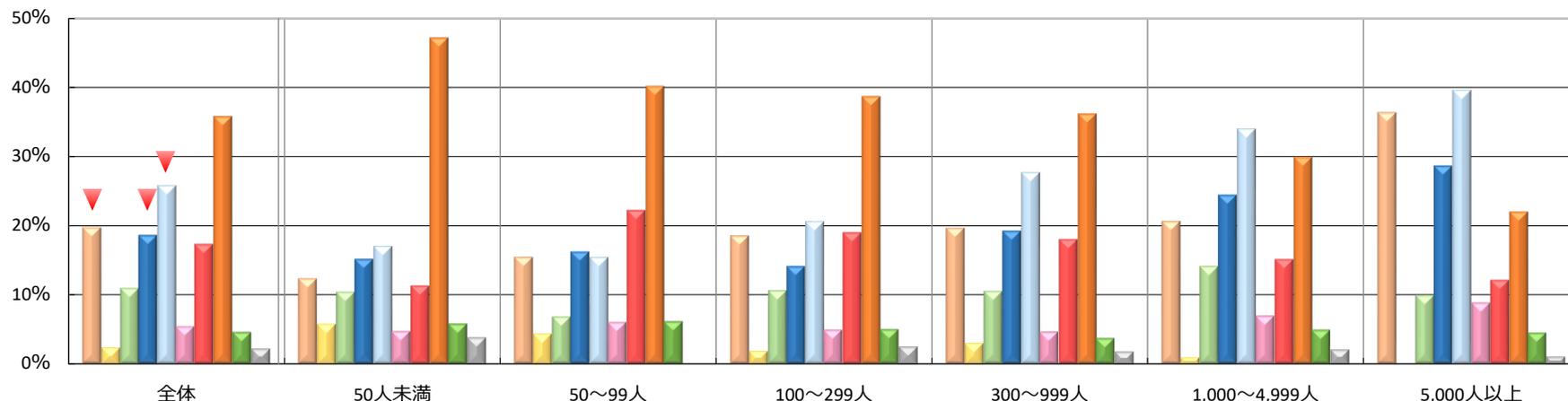
### 3. DC制度属性 ③加入者が適切に運用商品を選択できるために実践していること

#### 加入者の運用商品選択支援はWeb等を活用したシミュレーションの提供によりを行っている割合が高め

■ 加入者優先の観点で、商品ラインナップの並び順を工夫したり継続的な商品モニタリングを実施している事業主も多い

※複数回答

- 加入者が理解しやすい商品の見せ方（商品ラインナップの並び順を工夫する等）
- 加入者同士のコミュニケーションの場の提供
- 自社の年代別配分・運用実態の開示
- 継続的な商品モニタリング
- WEB等を活用した運用シミュレーションの提供
- 商品に特化したセミナー（eラーニング等を含む）
- 個別相談
- 特に何もしていない
- その他
- 無回答



(%)

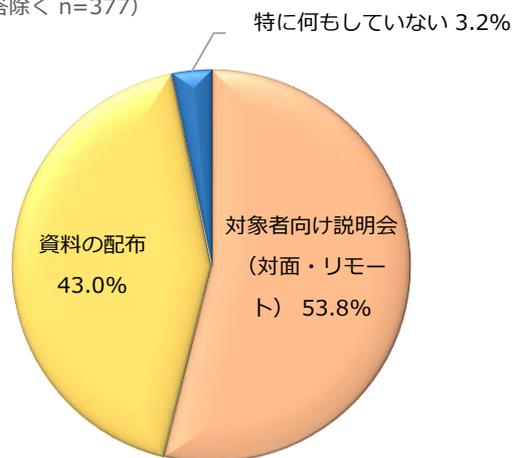
	社数	加入者が理解しやすい商品の見せ方（商品ラインナップの並び順を工夫する等）	加入者同士のコミュニケーションの場の提供	自社の年代別配分・運用実態の開示	継続的な商品モニタリング	WEB等を活用した運用シミュレーションの提供	商品に特化したセミナー（eラーニング等を含む）	個別相談	特に何もしていない	その他	無回答
全体	1,547	19.7	2.4	10.9	18.6	25.8	5.4	17.3	35.8	4.5	2.2
従業員数別											
50人未満	106	12.3	5.7	10.4	15.1	17.0	4.7	11.3	47.2	5.7	3.8
50～99人	117	15.4	4.3	6.8	16.2	15.4	6.0	22.2	40.2	6.0	-
100～299人	432	18.5	1.9	10.6	14.1	20.6	4.9	19.0	38.7	4.9	2.5
300～999人	495	19.6	3.0	10.5	19.2	27.7	4.6	18.0	36.2	3.6	1.8
1,000～4,999人	291	20.6	1.0	14.1	24.4	34.0	6.9	15.1	29.9	4.8	2.1
5,000人以上	91	36.3	-	9.9	28.6	39.6	8.8	12.1	22.0	4.4	1.1

### 3. DC制度属性 ④従業員に選択制DC制度を説明するときの対応

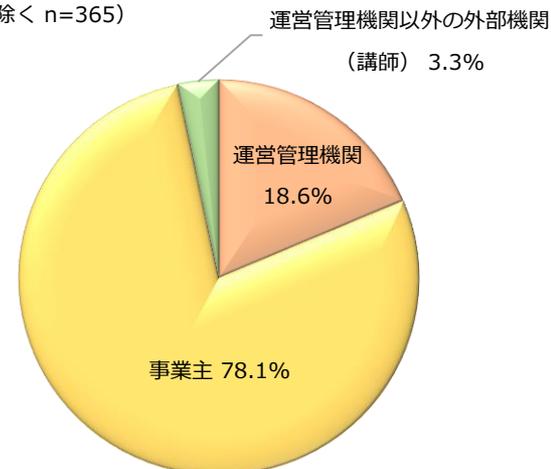
選択制DC制度の従業員への説明は「説明会や資料配布」を中心に「事業主が主体で実施」している

- 従業員からの選択制DC申し込みにあたり説明している内容は「仕組み」「メリット」「注意事項」「申し込みの機会・時期」
- 注意事項を説明した資料の配布や申込書の徴収も行われているが、実施割合は他説明より少なめの状況

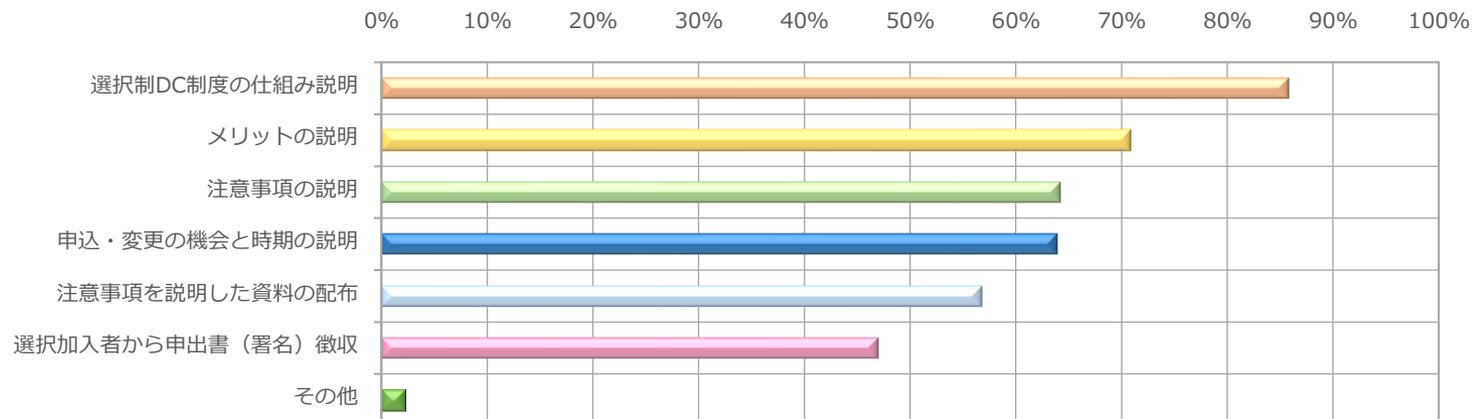
実施方法 (無回答除く n=377)



実施主体 (無回答除く n=365)



従業員からの選択制DC申込にあたり実施していること (複数回答) (無回答除く n=366)



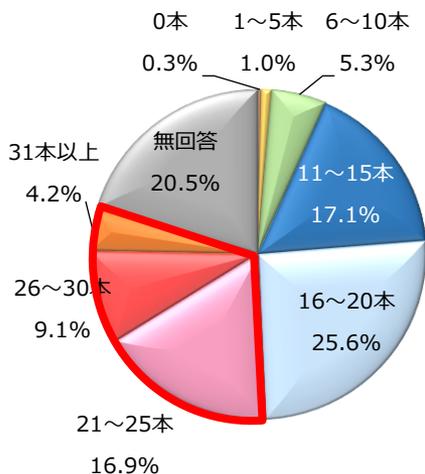
## 4. 運用の方法（運用商品）の現状 ①運用商品のプラン合計本数

加入者に提示している運用商品のプラン合計本数は16-20本が最多で、採用本数は増加傾向

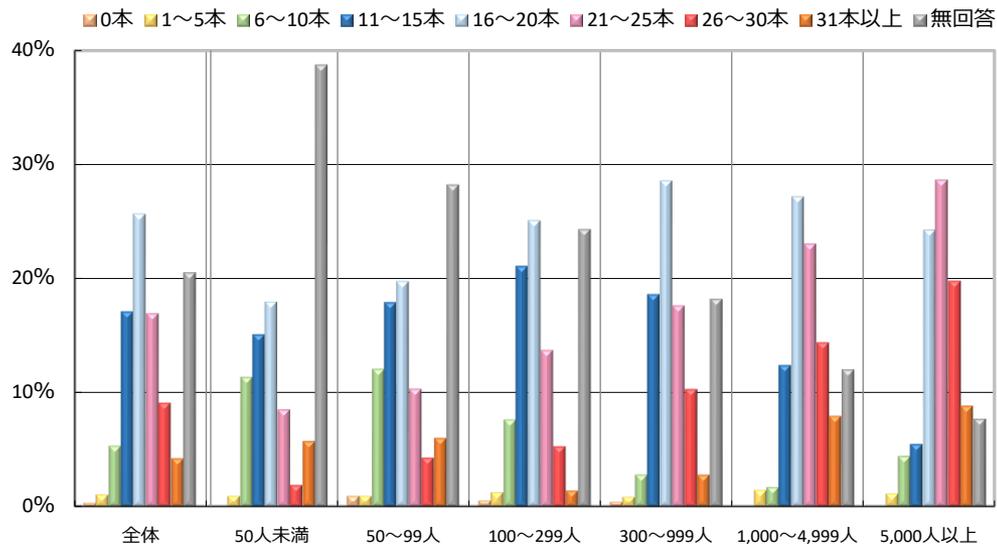
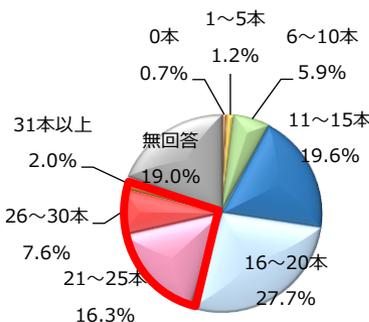
■運用商品のプラン合計本数20本以下の事業主の割合が減少し、21本以上が25.9%から30.2%と採用本数は増加傾向にある

※数量回答

【2021年】 N=1,547



【2020年】 N=1,618



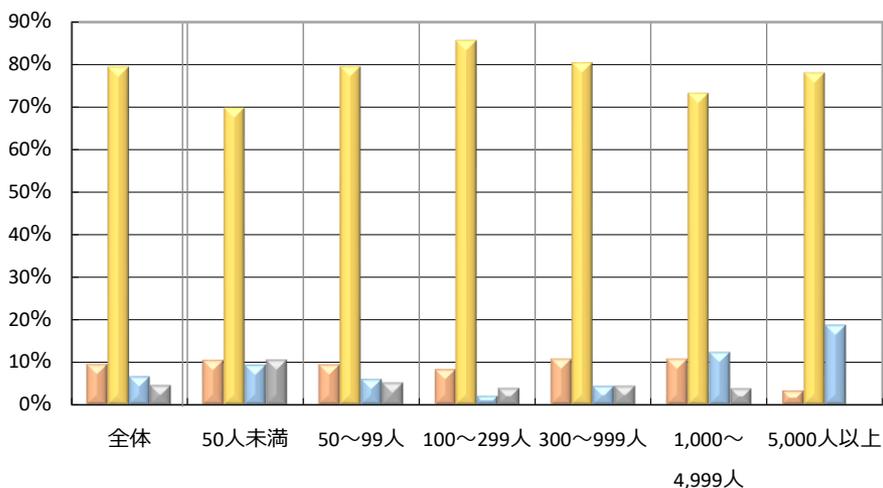
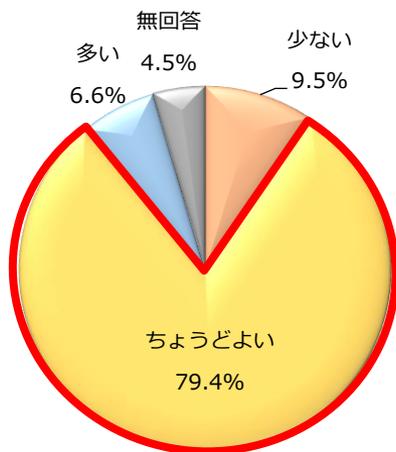
	社数	0本	1~5本	6~10本	11~15本	16~20本	21~25本	26~30本	31本以上	無回答	
全体	1,547	0.3	1.0	5.3	17.1	25.6	16.9	9.1	4.2	20.5	
従業員数別	50人未満	106	-	0.9	11.3	15.1	17.9	8.5	1.9	5.7	38.7
	50~99人	117	0.9	0.9	12.0	17.9	19.7	10.3	4.3	6.0	28.2
	100~299人	432	0.5	1.2	7.6	21.1	25.0	13.7	5.3	1.4	24.3
	300~999人	495	0.4	0.8	2.8	18.6	28.5	17.6	10.3	2.8	18.2
	1,000~4,999人	291	-	1.4	1.7	12.4	27.1	23.0	14.4	7.9	12.0
	5,000人以上	91	-	1.1	4.4	5.5	24.2	28.6	19.8	8.8	7.7

## 4. 運用の方法（運用商品）の現状 ②運用商品の採用本数に対する考えと加入者の商品理解度

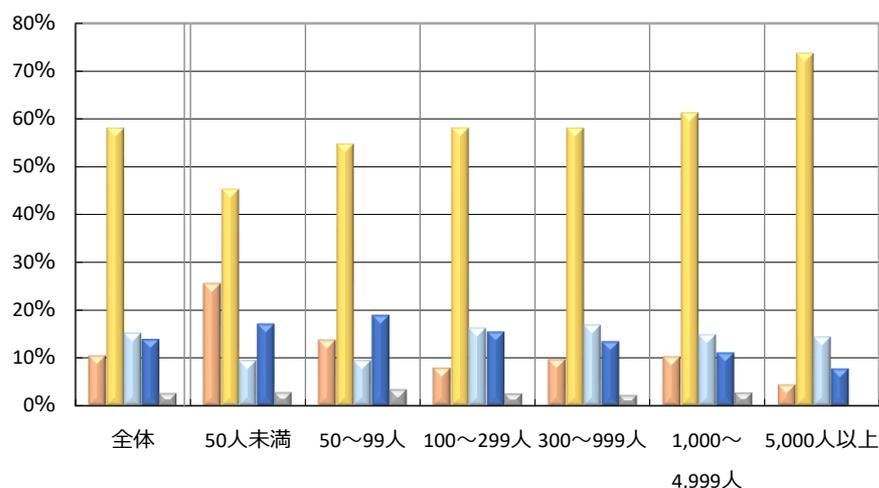
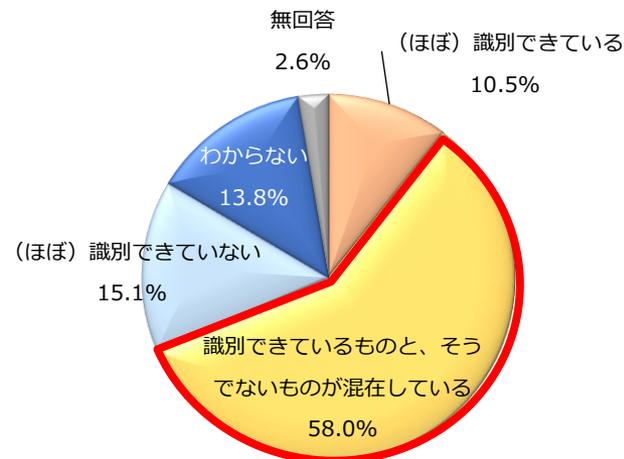
加入者に提示している運用商品の採用本数に対する考えは、約8割が「ちょうど良い」と回答

■加入者の運用商品特性の理解・識別度は、約6割が「識別できているものと、そうでないものが混在している」と回答

現在の運用商品採用本数に対する考え (N=1,547)



加入者の運用商品特性の理解・識別度 (N=1,547)

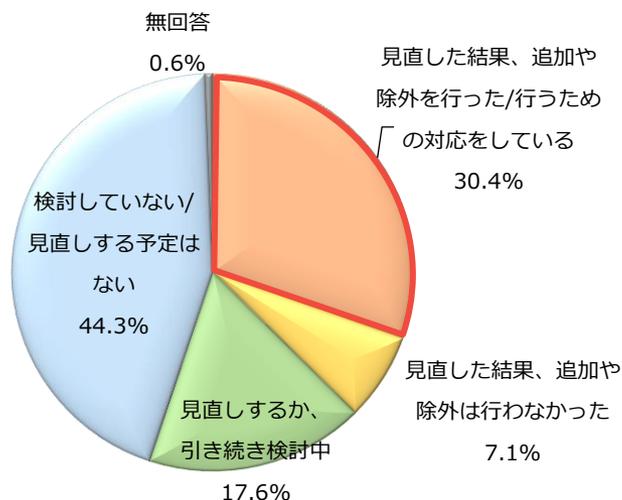


## 4. 運用の方法（運用商品）の現状 ③2018年改正DC法施行後の運用商品見直しの状況

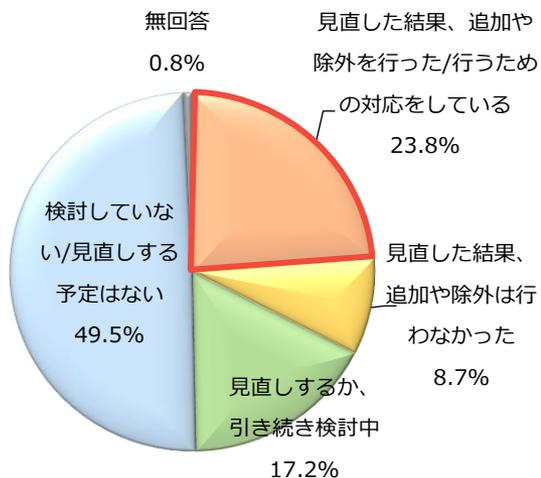
### 運用商品を見直した結果、追加や除外を行った（行うための対応）をしているプランは増加傾向

■ 2021年は回答事業主の30.4%が見直しを行った / 行うための対応をしており、2020年対比で+6.6%の状況

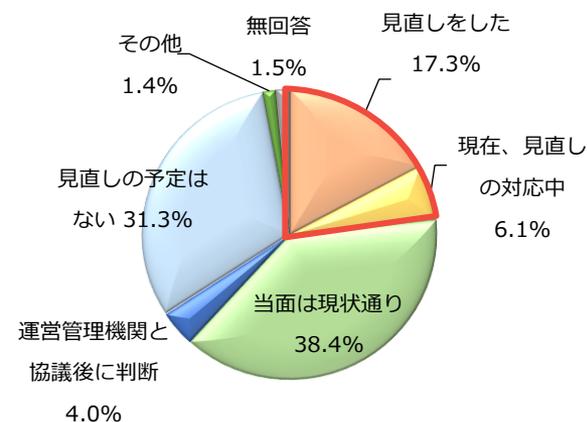
【2021年】 N=1,547



【2020年】 N=1,618



【2019年】 N=1,512



	社数	見直した結果、追加や除外を行った/行うための対応をしている	見直した結果、追加や除外は行わなかった	見直しするか、引き続き検討中	検討していない/見直しする予定はない	無回答	
全体	1,547	30.4	7.1	17.6	44.3	0.6	
従業員数別	50人未満	106	30.2	0.9	11.3	55.7	1.9
	50～99人	117	26.5	10.3	12.0	51.3	-
	100～299人	432	28.7	9.0	13.7	48.1	0.5
	300～999人	495	28.7	6.3	18.4	46.3	0.4
	1,000～4,999人	291	35.4	7.2	25.1	31.3	1.0
	5,000人以上	91	36.3	3.3	23.1	37.4	-

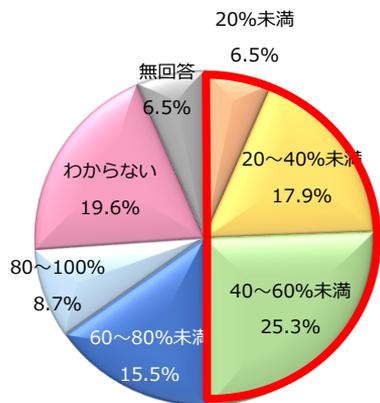
## 4. 運用の方法（運用商品）の現状 ④元本確保型商品の選択割合

### 掛金基準では2020年対比で資産運用の選択割合が増加（元本確保型商品の選択割合が減少）傾向

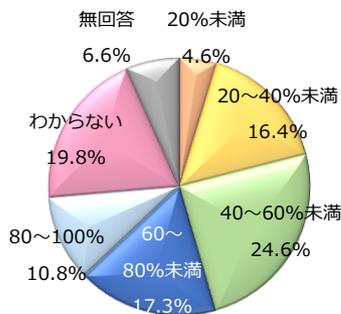
■ 残高基準では株式市場の上昇に関わらず元本確保型商品の選択割合に大きな変化はない

#### 掛金基準

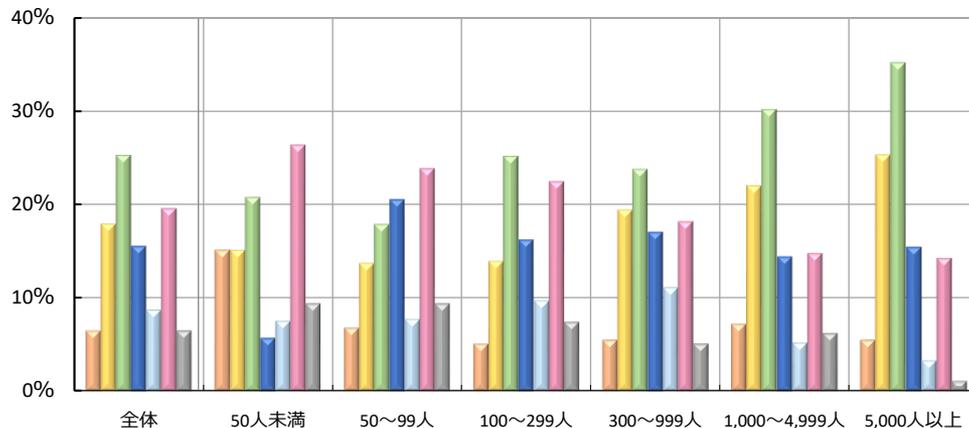
【2021年】 N=1,547



【2020年】 N=1,618

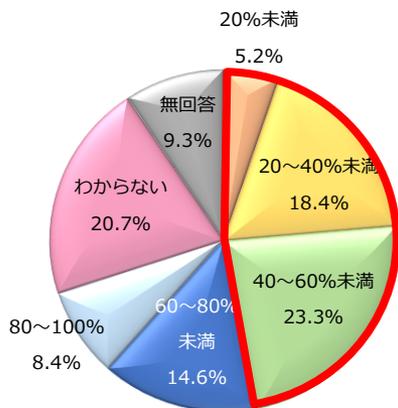


20%未満 20~40%未満 40~60%未満 60~80%未満  
80~100% わからない 無回答

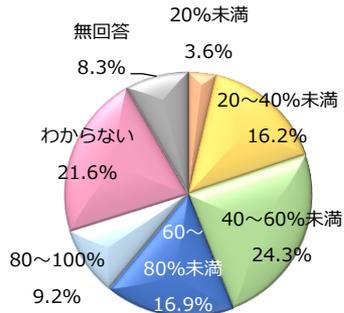


#### 残高基準

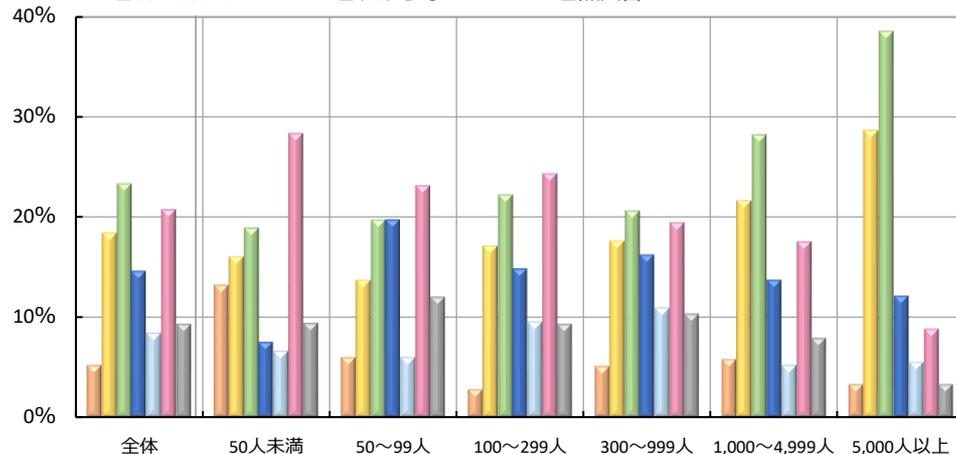
【2021年】 N=1,547



【2020年】 N=1,618



20%未満 20~40%未満 40~60%未満 60~80%未満  
80~100% わからない 無回答



## 4. 運用の方法（運用商品）の現状 ⑤追加した（する予定）の運用商品

追加した・追加する予定の商品は2019年・2020年に続き「**バランス型（ターゲットイヤー）**」

■従業員別・導入時期別ともに「バランス型（ターゲットイヤー）」の割合が高く、ESG関連商品の追加は少数

### 商品ラインナップへの追加（予定）商品（複数回答）

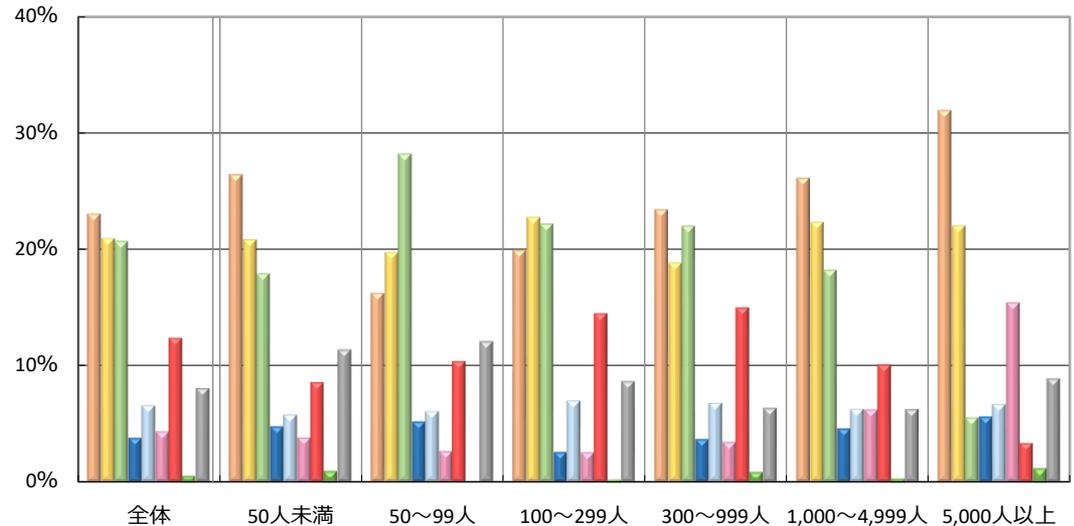
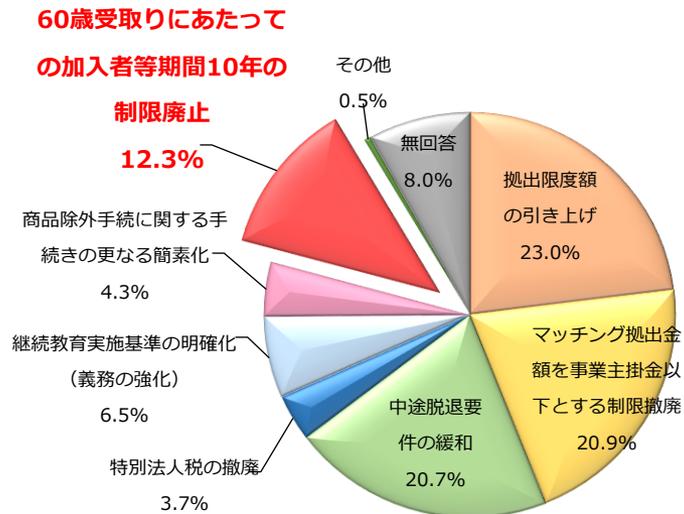
																					(%)	
社数		国内株式型 (インデックス パッシブ)	国内株式型 (アクティブ)	国内債券型	外国株式型 (インデックス パッシブ)	外国株式型 (アクティブ)	外国債券型	新興国株式型	新興国債券型	不動産投資型 (REIT等)	バランス型 (資産配分固定)	バランス型 (ターゲットイヤー)	バランス型 (その他)	ESG 株式型	ESG 債券型	ESG バランス型	元本確保型 (定期預金)	元本確保型 (保険商品)	追加はしていない	その他	無回答	
全体	470	20.9	13.2	10.2	22.6	10.6	13.2	9.4	6.0	25.3	15.1	51.7	13.2	4.3	0.4	1.1	4.3	3.0	3.0	7.7	7.4	
従業員数別	50人未満	32	3.1	9.4	3.1	9.4	9.4	3.1	12.5	6.3	15.6	21.9	34.4	9.4	-	-	-	3.1	-	-	6.3	28.1
	50～99人	31	25.8	25.8	12.9	32.3	19.4	12.9	12.9	9.7	22.6	9.7	61.3	19.4	-	-	3.2	3.2	9.7	-	-	3.2
	100～299人	124	23.4	11.3	10.5	20.2	6.5	10.5	4.0	-	19.4	12.1	54.0	5.6	3.2	-	-	3.2	2.4	0.8	10.5	9.7
	300～999人	142	23.2	14.8	11.3	32.4	10.6	18.3	9.9	5.6	27.5	15.5	49.3	13.4	2.1	0.7	0.7	6.3	4.2	3.5	8.5	2.1
	1,000～4,999人	103	17.5	13.6	6.8	16.5	11.7	10.7	13.6	11.7	32.0	13.6	52.4	18.4	10.7	1.0	2.9	3.9	1.9	5.8	5.8	4.9
	5,000人以上	33	24.2	6.1	18.2	12.1	18.2	18.2	9.1	9.1	30.3	30.3	63.6	21.2	6.1	-	-	3.0	-	3.0	9.1	9.1
導入時期別	2001～2002年	24	25.0	8.3	12.5	20.8	4.2	16.7	8.3	8.3	29.2	20.8	29.2	4.2	-	-	-	8.3	12.5	12.5	12.5	
	2003～2005年	87	27.6	16.1	16.1	28.7	13.8	19.5	8.0	5.7	25.3	24.1	46.0	18.4	3.4	-	-	5.7	4.6	2.3	12.6	5.7
	2006～2008年	91	28.6	13.2	16.5	30.8	8.8	24.2	12.1	5.5	29.7	23.1	53.8	15.4	5.5	-	-	3.3	1.1	2.2	7.7	2.2
	2009～2011年	87	20.7	20.7	11.5	21.8	12.6	9.2	10.3	8.0	32.2	9.2	56.3	16.1	6.9	1.1	1.1	6.9	2.3	3.4	5.7	2.3
	2012～2014年	47	17.0	6.4	2.1	14.9	10.6	6.4	17.0	8.5	34.0	17.0	53.2	10.6	4.3	-	4.3	2.1	-	2.1	8.5	6.4
	2015～2017年	73	15.1	8.2	5.5	19.2	9.6	9.6	4.1	1.4	16.4	6.8	61.6	12.3	5.5	1.4	1.4	4.1	4.1	-	4.1	8.2
	2018～2020年	34	14.7	20.6	2.9	17.6	11.8	2.9	8.8	11.8	14.7	5.9	58.8	5.9	-	-	2.9	2.9	5.9	2.9	2.9	8.8
2021年	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	

## 5. 今後のDC法改正で「最も重要」と思うもの

### 法改正への期待は「拠出限度額の引き上げ」「マッチング拠出額の制限撤廃」「中途脱退要件の緩和」

■ 2021年に選択肢として加えた「60歳受取りにあたっての加入者等期間10年間の制限撤廃」も12.3%と高い割合

#### 今後の法令等の改正について最も重要と思うもの (N=1,547)



#### 2022年以降に予定されているDC法の改正項目（抜粋）：厚生労働省ホームページより

内容	時期
企業型DCにかかる業務報告書の見直し	2022年3月1日施行
受給開始時期の選択肢の拡大	2022年4月1日施行
企業型DC・iDeCoの加入可能年齢の拡大	2022年5月1日施行
脱退一時金の受給要件の見直し	2022年5月1日施行
制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善	2022年5月1日施行
企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和	2022年10月1日施行
企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映	2024年12月1日施行

## 6. 属性情報 (1)

### 業種 (従業員数規模別・導入時期別)

(%)

	社数	水産・ 農林業	製造業	建設業	卸売業	小売業	不動産業	運輸業	サービス 業	情報通信 業	金融業	電気・ ガス業	医療関連	その他	無回答	
全体	1,547	0.1	29.4	7.6	11.2	10.7	1.7	3.7	10.1	6.7	5.8	0.4	5.7	6.1	0.6	
従業員数別	50人未満	106	0.9	11.3	9.4	11.3	0.9	4.7	3.8	22.6	5.7	12.3	0.9	2.8	13.2	-
	50～99人	117	-	29.9	16.2	17.1	7.7	1.7	2.6	5.1	9.4	5.1	-	-	5.1	-
	100～299人	432	-	29.6	8.8	14.4	7.4	3.0	3.9	9.3	9.5	3.2	0.5	4.4	6.0	-
	300～999人	495	0.2	31.7	5.5	13.1	11.5	0.8	4.2	6.5	6.3	6.7	0.2	8.5	4.8	-
	1,000～4,999人	291	-	32.3	6.5	4.8	13.4	0.7	2.4	14.8	4.8	5.2	0.3	7.6	6.9	0.3
	5,000人以上	91	-	29.7	5.5	-	29.7	-	6.6	11.0	1.1	7.7	1.1	2.2	3.3	2.2
導入時期別	2001～2002年	48	-	25.0	8.3	8.3	8.3	-	2.1	10.4	16.7	14.6	-	-	6.3	-
	2003～2005年	250	0.4	35.2	9.2	9.6	12.8	0.4	2.8	9.6	6.4	6.0	0.8	3.2	3.2	0.4
	2006～2008年	223	-	30.0	7.2	14.3	13.0	1.3	3.6	9.0	7.2	4.9	-	4.0	5.4	-
	2009～2011年	246	-	31.7	7.3	11.4	11.8	1.6	4.5	9.3	6.1	6.9	-	4.5	4.1	0.8
	2012～2014年	132	-	30.3	9.1	8.3	12.9	1.5	3.8	9.1	9.1	5.3	0.8	2.3	7.6	-
	2015～2017年	276	-	27.9	7.2	12.3	8.3	1.8	5.4	10.5	6.2	6.5	0.4	5.8	6.5	1.1
	2018～2020年	251	-	25.9	7.6	9.2	6.8	2.8	3.2	12.4	6.4	3.6	0.8	11.2	10.0	0.4
	2021年	20	-	10.0	-	25.0	10.0	5.0	5.0	5.0	20.0	-	-	15.0	5.0	-

### 本社所在地 (従業員数別・導入時期別)

(%)

	社数	北海道地方	東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州・沖縄地方	無回答	
全体	1,547	2.3	3.7	41.9	18.0	20.0	4.5	2.5	4.8	2.4	
従業員数別	50人未満	106	5.7	2.8	62.3	13.2	6.6	5.7	0.9	1.9	0.9
	50～99人	117	4.3	5.1	33.3	16.2	23.9	5.1	3.4	6.0	2.6
	100～299人	432	2.1	4.6	38.4	19.9	20.6	4.6	3.0	5.6	1.2
	300～999人	495	2.2	3.4	37.6	22.0	19.6	5.3	2.8	5.1	2.0
	1,000～4,999人	291	1.0	3.4	47.1	14.1	21.6	3.1	2.1	4.8	2.7
	5,000人以上	91	-	-	58.2	8.8	25.3	2.2	-	3.3	2.2
導入時期別	2001～2002年	48	2.1	2.1	64.6	10.4	14.6	6.3	-	-	-
	2003～2005年	250	3.6	2.0	43.6	21.2	18.8	2.0	2.8	4.8	1.2
	2006～2008年	223	0.9	5.8	34.1	26.0	16.6	4.5	4.5	4.9	2.7
	2009～2011年	246	2.0	2.4	38.6	14.2	25.2	6.5	2.4	6.5	2.0
	2012～2014年	132	1.5	3.8	53.0	12.9	16.7	2.3	2.3	3.8	3.8
	2015～2017年	276	2.5	3.6	42.4	18.1	20.7	5.8	2.2	3.3	1.4
	2018～2020年	251	2.8	5.6	40.2	17.9	19.9	2.4	2.0	6.8	2.4
	2021年	20	-	-	60.0	5.0	20.0	-	5.0	5.0	5.0

## 6. 属性情報 (2)

### DC事業主掛金額 (月額平均)

(%)

	社数	3,000円未満	3,000～ 9,999円	10,000～ 19,999円	20,000～ 27,499円	27,500～ 34,999円	35,000～ 44,999円	45,000～ 54,999円	55,000円	無回答	
全体	1,547	5.0	41.2	36.1	8.3	3.9	1.2	0.9	0.8	2.7	
従業員数別	50人未満	106	3.8	28.3	31.1	13.2	4.7	4.7	5.7	7.5	0.9
	50～99人	117	6.0	53.0	19.7	8.5	4.3	5.1	0.9	-	2.6
	100～299人	432	4.6	44.2	36.6	6.7	3.0	0.7	0.9	0.5	2.8
	300～999人	495	5.7	42.0	38.4	7.7	3.8	0.2	0.4	-	1.8
	1,000～4,999人	291	5.2	36.1	39.2	11.7	3.8	1.0	-	0.3	2.7
	5,000人以上	91	3.3	37.4	41.8	3.3	7.7	-	1.1	-	5.5
導入時期別	2001～2002年	48	4.2	29.2	37.5	12.5	8.3	2.1	2.1	2.1	2.1
	2003～2005年	250	2.4	38.0	42.8	9.2	4.4	1.2	0.4	-	1.6
	2006～2008年	223	3.6	49.8	35.4	6.3	3.6	0.9	-	-	0.4
	2009～2011年	246	4.1	54.1	28.0	6.9	1.2	1.6	-	1.6	2.4
	2012～2014年	132	5.3	41.7	31.8	7.6	6.1	2.3	2.3	0.8	2.3
	2015～2017年	276	6.2	43.5	37.0	8.0	1.8	0.4	1.8	0.7	0.7
	2018～2020年	251	6.8	30.7	40.2	10.4	7.2	1.2	0.8	0.4	2.4
2021年	20	5.0	20.0	40.0	15.0	5.0	5.0	5.0	-	5.0	